

# 赤穂市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年(2025年)3月





はじめに

赤穂市長 牟禮正稔



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の策定体制.....	7

## 第2章 赤穂市のこどもを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯など統計データ.....	11
2 アンケート結果.....	19
3 こども計画に向けた本市の主な課題.....	51

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	59
2 基本視点.....	60
3 基本目標.....	61
4 施策体系.....	63

## 第4章 基本施策の推進

基本目標 1 こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち.....	67
■施策 1 こどもの権利に関する理解促進.....	67
■施策 2 こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援.....	69
■施策 3 障がいのあるこどもへの支援.....	70
■施策 4 児童虐待防止対策の推進.....	72
■施策 5 こどもの命を守るための取組.....	74
基本目標 2 こどもを安心して産み育てられるまち.....	76
■施策 1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援.....	76
■施策 2 子育て支援サービスの充実.....	79
■施策 3 幼児教育・保育の質の向上.....	81
基本目標 3 こどもが心身ともに健やかに成長できるまち.....	83
■施策 1 学校教育環境の充実.....	83
■施策 2 豊かな心と健康なからだの育成推進.....	84

基本目標 4	若者が将来に希望を抱くことができるまち.....	86
■施策 1	若者の生活基盤の安定のための支援.....	86
■施策 2	悩みや不安を抱える若者への支援.....	87
基本目標 5	地域全体で子育てを応援するまち.....	88
■施策 1	相談体制・情報提供の充実.....	88
■施策 2	地域の子育て力と安全な生活環境の推進.....	90
■施策 3	仕事と子育ての両立ができる環境整備.....	93

## 第5章 こども・子育て支援法に基づく量の確保方策

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	97
2	第2期計画の達成状況.....	98
3	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	99
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	99

## 第6章 計画の推進

1	計画の推進体制.....	115
2	計画の点検・評価.....	115

## 資料編

1	赤穂市子ども・子育て会議条例.....	119
2	赤穂市子ども・子育て会議委員名簿.....	121
3	赤穂市こども計画策定経過.....	122
4	用語解説.....	123

# 第1章

# 計画策定の趣旨

本計画が策定された背景や趣旨、法的根拠などについて解説しています。

- 1 策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の策定体制



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

全国的な「少子化の進行」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などの子育てに関わる社会的な課題に対応するため、平成24年(2012年)8月に成立した子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法等)に基づく「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。)が平成27年(2015年)4月から施行されました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)を期間とする「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」及び、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を期間とする「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊産婦への相談支援、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を着実に実施してきました。

しかしながら、新制度が施行されて10年が経ちますが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めはかかっておらず、また、児童虐待や不登校、さらには、こどもの貧困やヤングケアラーについては増加傾向となっており、いじめや自殺といった生命に関わる課題が山積するなど、こどもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。

このようななか、国において、令和5年(2023年)4月に、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)の実現を目指すものです。

また、12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるとともに、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策基本法」、「こども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する各大綱を一つに束ね一元化された「こども大綱」が閣議決定され、こども施策をこれまで以上に総合的かつ一体的に推進するための方針が定められました。こども基本法において市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することが努力義務とされています。

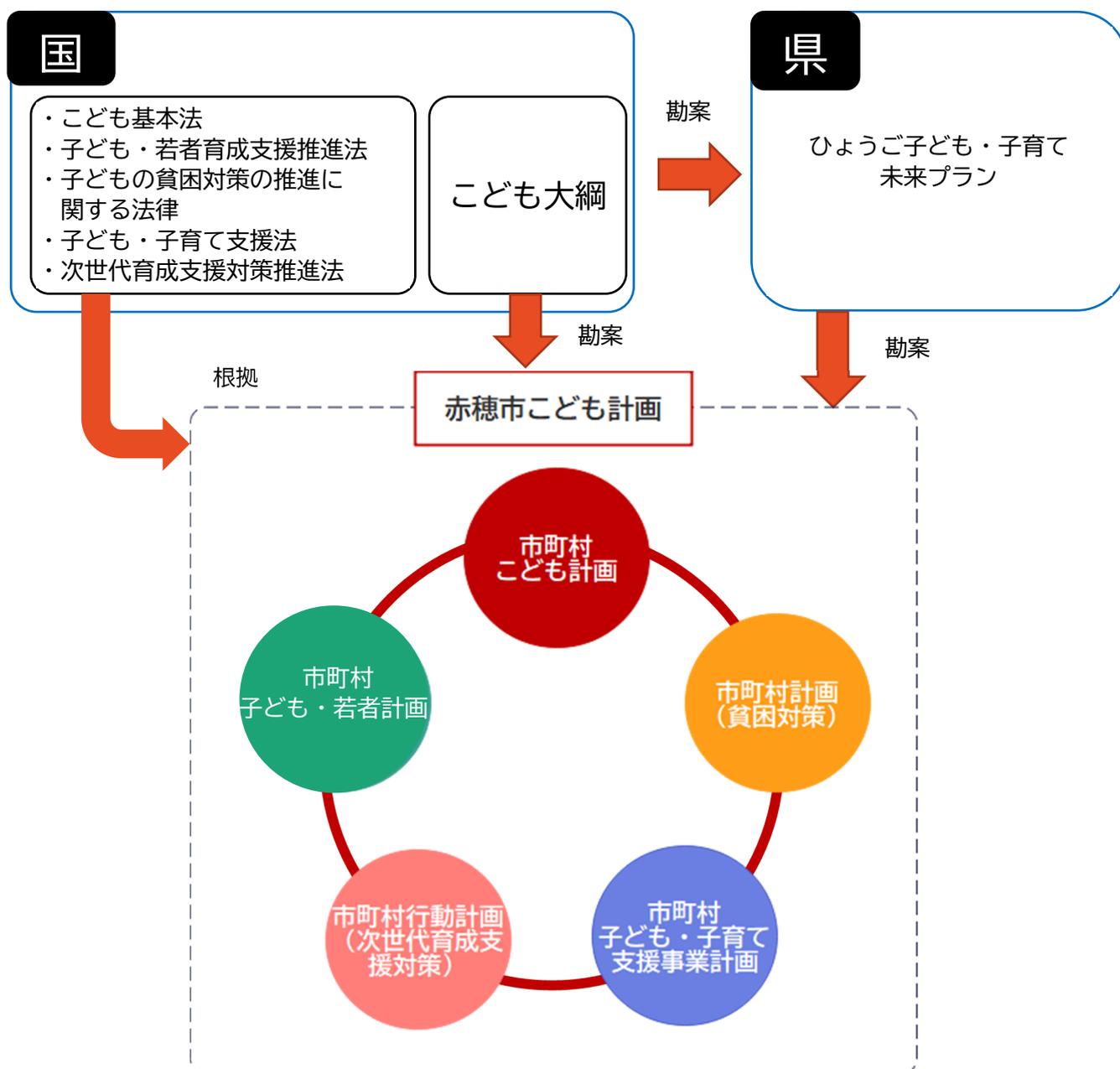
このたび、「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、引き続き本市の実情に応じたこども・若者や子育て当事者に関する支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「赤穂市こども計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠等

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。また、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した、本市のこども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画です。

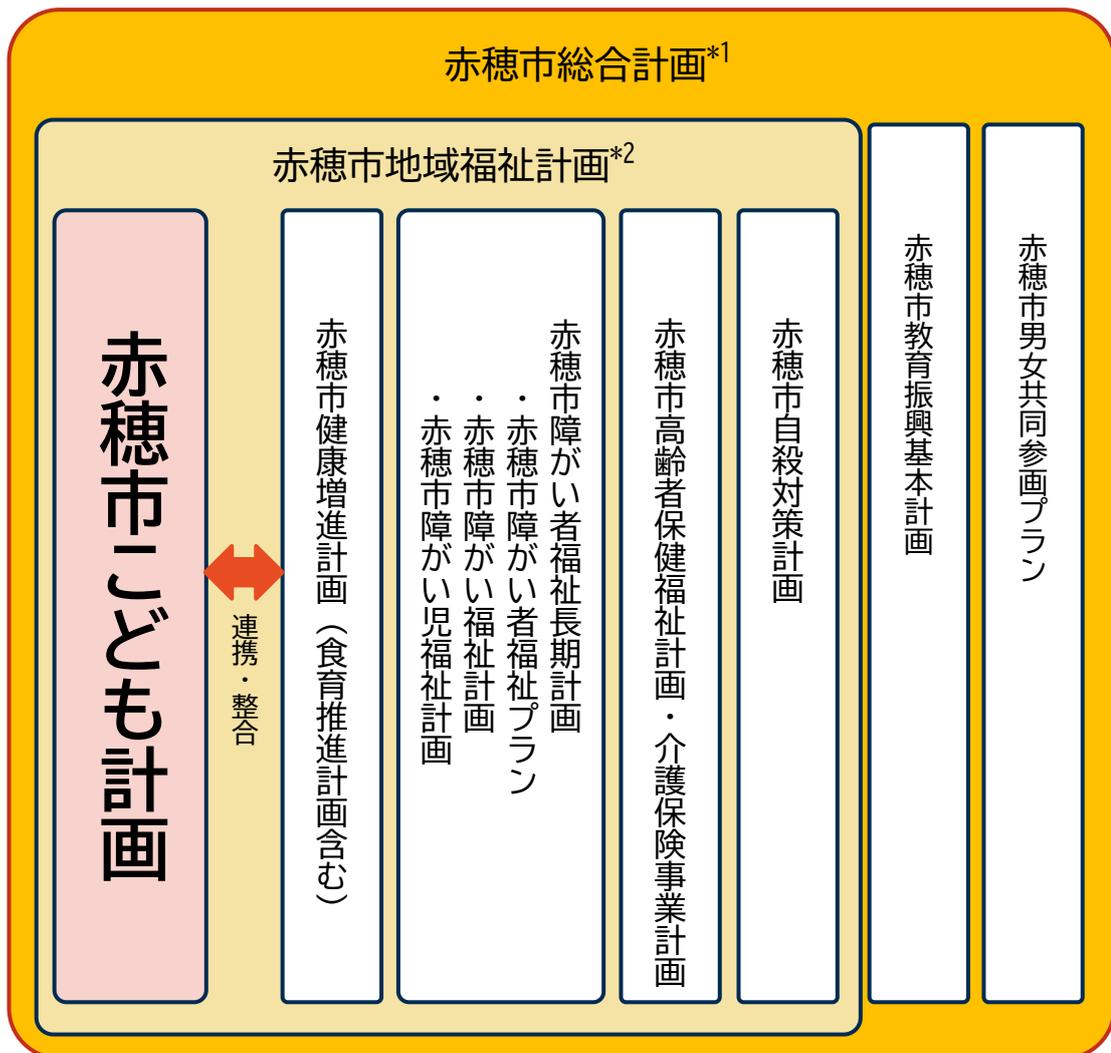
また、本計画は、国の策定する「こども大綱」及び兵庫県が策定する都道府県こども計画である「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案して策定しています。



(2) 関連計画との整合性

本計画は、「赤穂市総合計画<sup>\*1</sup>」や「赤穂市地域福祉計画<sup>\*2</sup>」における、こども・子育てに関する分野別計画の役割を有しています。

また、本計画の推進にあたっては、本市のこども・子育てに関連する各分野の計画等との連携・整合性を図りながら、柔軟に施策を展開していくものとしします。



<sup>\*1</sup> 赤穂市総合計画：本市における行政運営の最上位計画であり、市民全体で共有する本市の将来目標や施策を示し、すべての市民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

<sup>\*2</sup> 赤穂市地域福祉計画：「深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち赤穂」を基本理念とする地域福祉計画。なお地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられている。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、本計画の進捗状況は毎年度評価するとともに、必要に応じて見直しを行います。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

### 4 計画の対象

本計画は、こども・若者及び子育て当事者を対象とします。

こども基本法では、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としており、年齢の上限を設けていませんが、本計画では、「こども」を概ね18歳未満の者、「若者」を思春期から青年期（施策の内容によっては、ポスト青年期を含む。）の者とします。「こども」と「若者」は一部重複します。

#### 〔こどもの区分〕

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期※
義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生年代から概ね18歳まで	概ね18～29歳	概ね30～39歳
こども				
		若者		

※ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を抱えた、40歳未満の者。

---

## 5 計画の策定体制

---

本計画は、学識経験者、こどもや子育てを支援する関係団体、教育関係者、保育関係者、こどもの保護者、公募市民等で構成される「赤穂市子ども・子育て会議」の審議を経て策定しました。

また、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」、「子どもの生活実態調査」、「子どもの生活実態に係る社会資源調査」、「こども・若者に関する調査」を実施し、こども・若者や子育て当事者、こどもや子育てを支援する関係団体からの意見を取り入れ、現状とニーズを把握するとともに、パブリックコメントによる市民の意見を計画に反映しています。



# 第2章

## 赤穂市のこどもを

## 取り巻く現状と課題

本計画に関係する代表的な統計データや、今回実施したアンケート結果から、本市のこどもを取り巻く現状を把握し、課題や特徴を整理しています。

- 1 人口・世帯など統計データ
- 2 アンケート結果
- 3 こども計画に向けた本市の主な課題

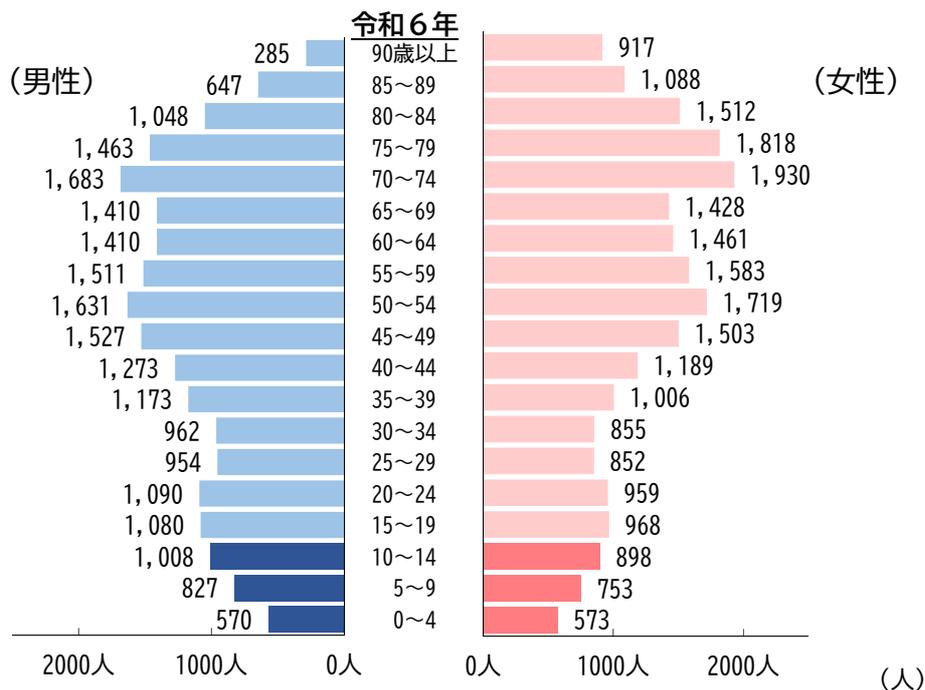
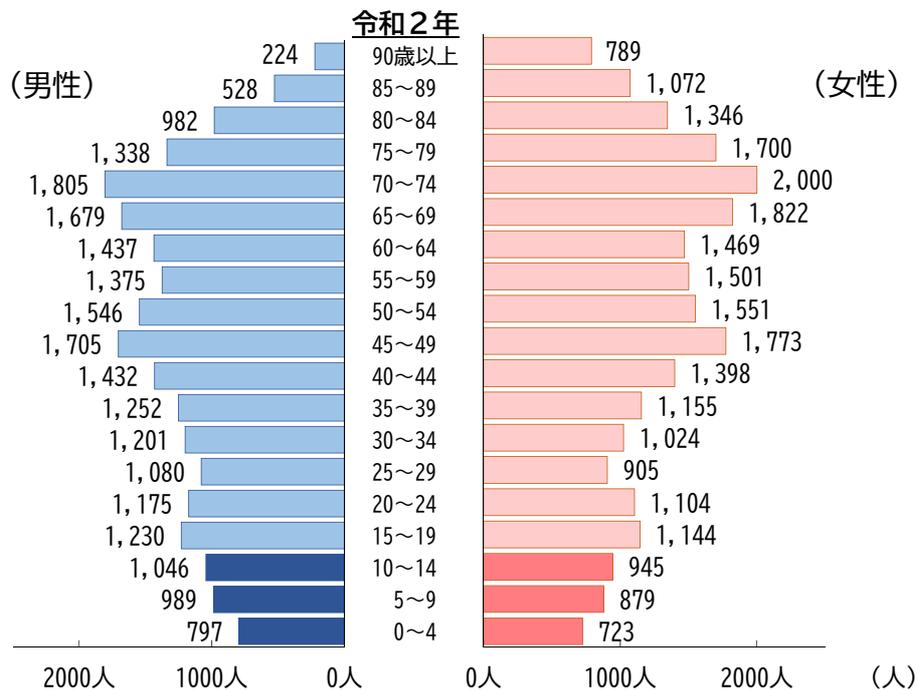


## 第2章 赤穂市の子どもを取り巻く現状と課題

### 1 人口・世帯など統計データ

#### (1) 人口ピラミッド

- ✓ 人口は少子高齢化傾向です。
- ✓ 形態がツボ型である点は変わりませんが、年少人口が占める下部は細くなっています。
- ✓ 0～14歳は男女とも減少しており、0～4歳の減少数が特に大きくなっています。



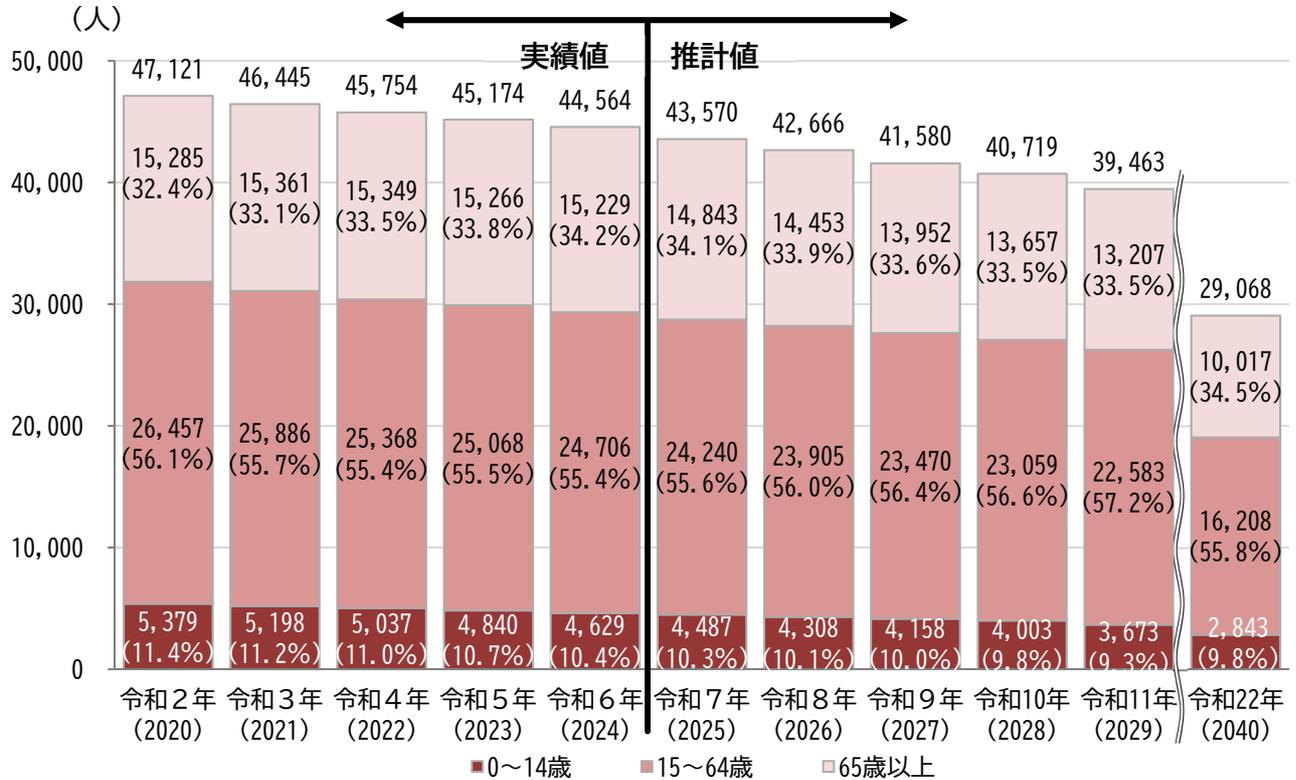
出典：住民基本台帳（4/1時点）

## (2) 総人口推移

人口は長期的に見て減少傾向にあります。

0～14歳も減少傾向にあり、なおかつ全体に占める割合も徐々に低下しています。

### ■ 年齢3区分別総人口の推移と推計

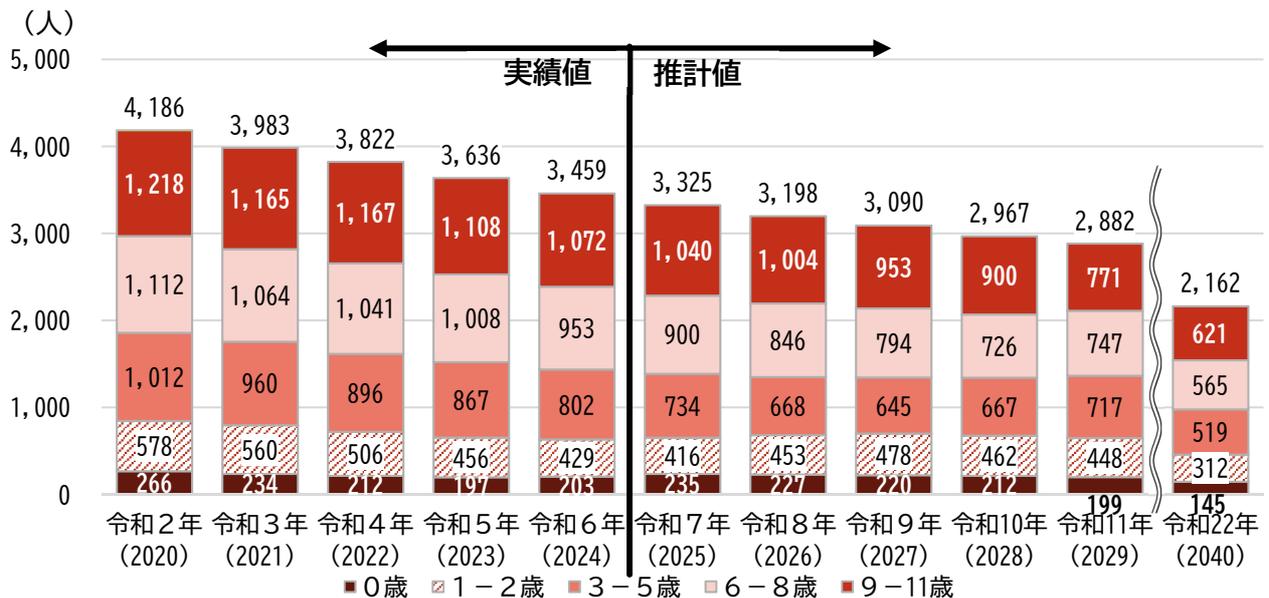


出典：住民基本台帳（4/1時点）  
※推計値はコーホート変化率法

## (3) こどもの人口推移

こどもの人口も減少傾向にあります。

### ■ 0～11歳の年齢別内訳

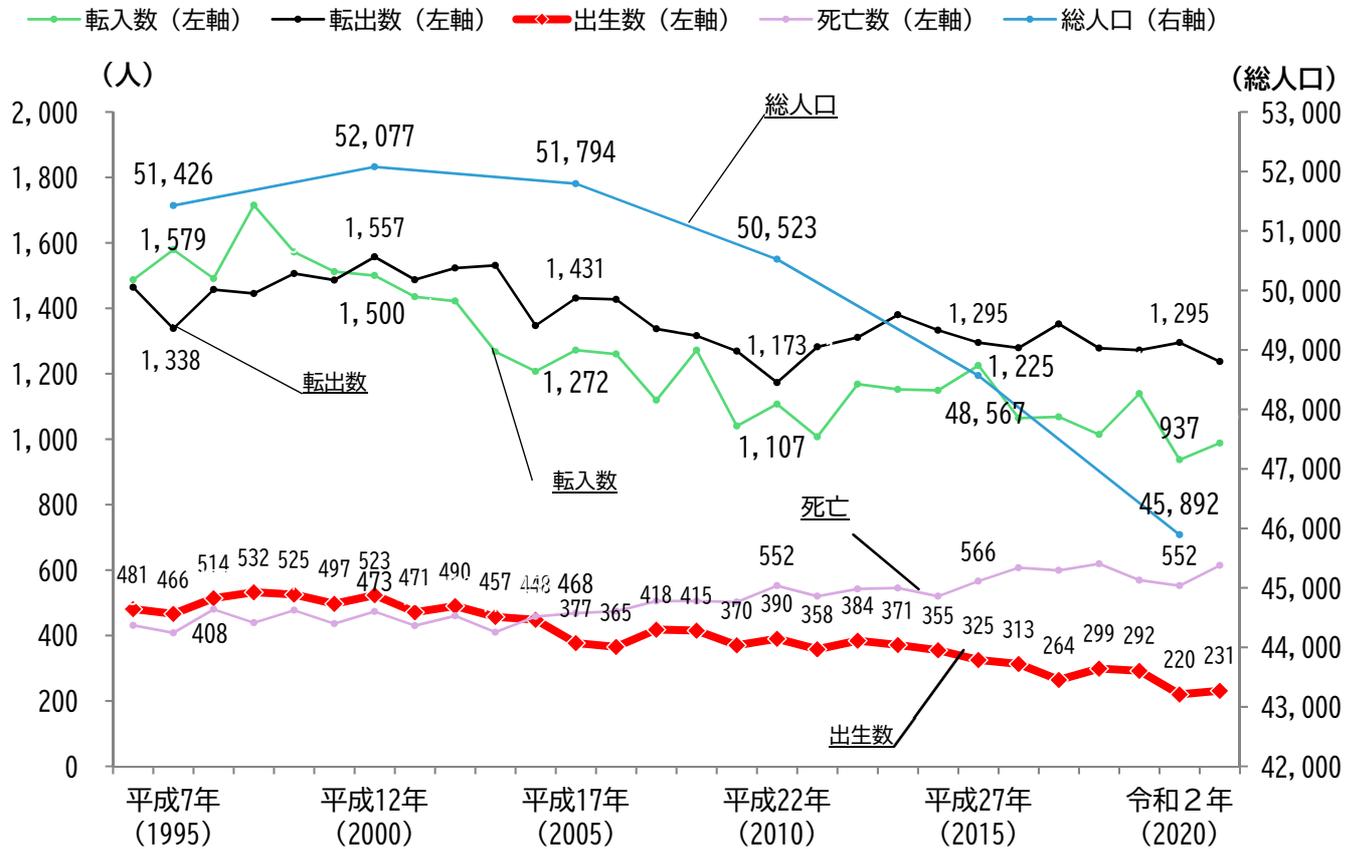


出典：住民基本台帳（4/1時点）  
※推計値はコーホート変化率法

### (4) 転入出・出生・死亡の動向

転入数と転出数は、増減を繰り返しながら、長期的には微減傾向となっています。  
 出生数も増減を繰り返しながら、長期的には減少傾向となっています。

#### ■ 転入出・出生・死亡の推移

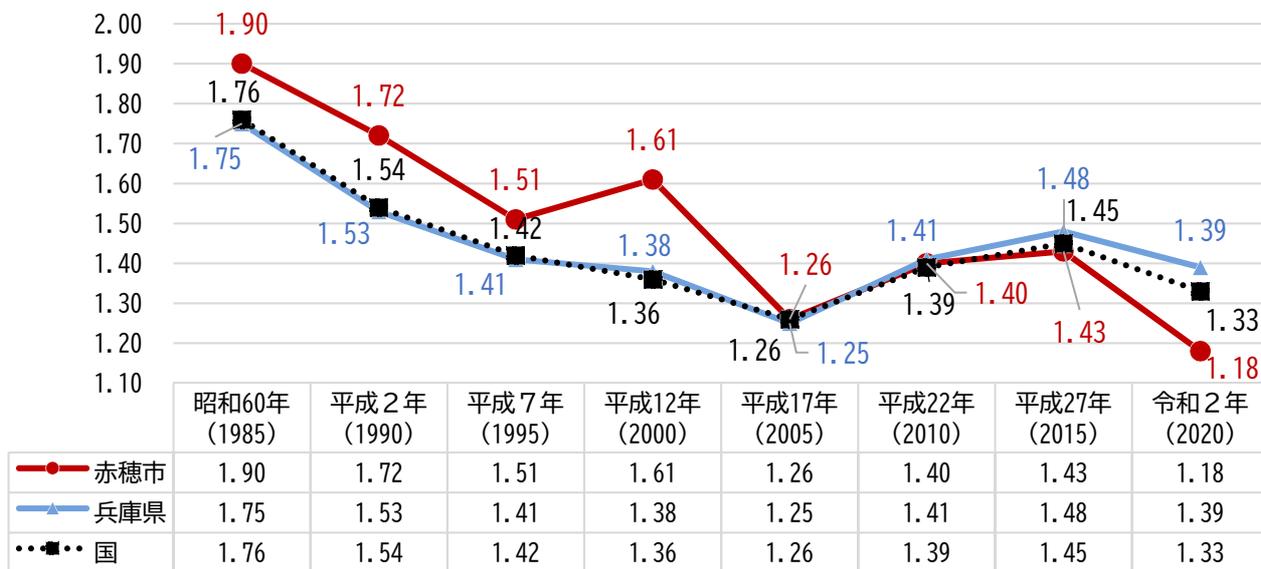


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、  
 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

## (5) 合計特殊出生率

本市は、増減を繰り返しながら、長期的には減少傾向にあります。平成 22 年（2010 年）には一旦上昇しましたが、令和 2 年（2020 年）にはまた減少に転じています。

### ■ 合計特殊出生率



出典：厚生労働省「人口動態調査」、「人口動態統計特殊報告」

(注) 赤穂市は厚生労働省の人口動態調査の調査情報を独自集計したものである

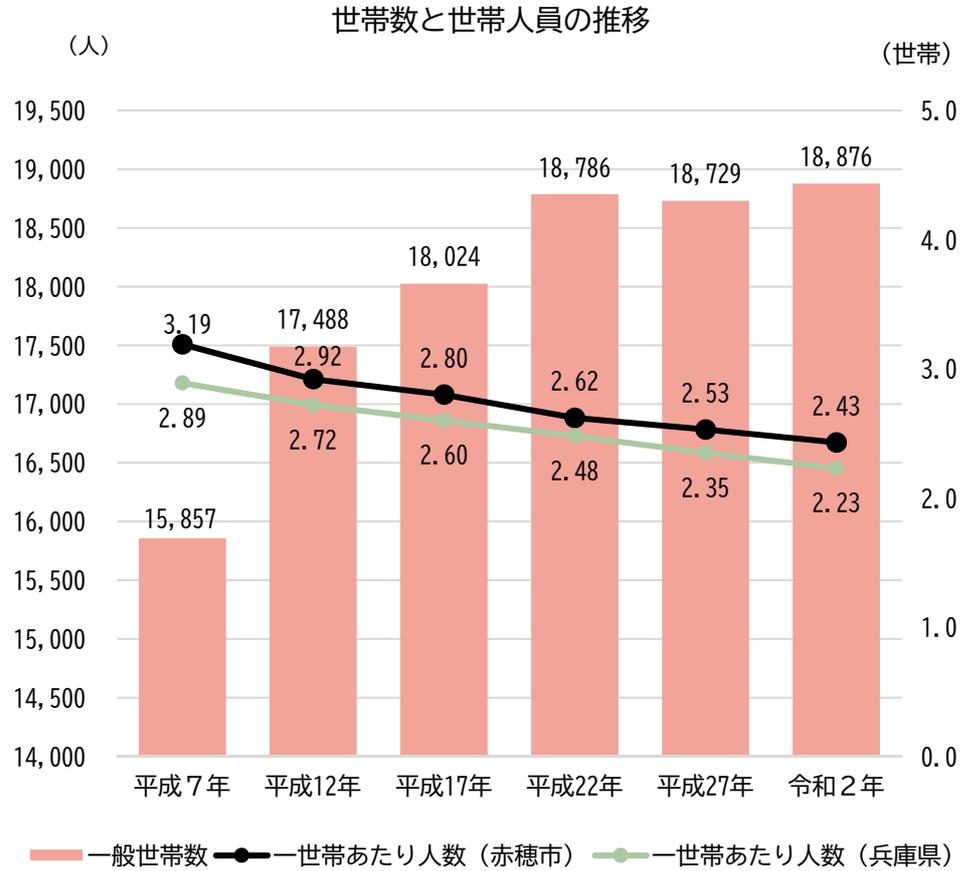
### (6) 世帯の動向

人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの人数は減少傾向です。

「単独世帯数」比率は国・県と比較して低くなっています。「夫婦のみ世帯数」比率は高くなっています。

「母子世帯」「父子世帯」の割合は県と比較して、父子家庭は高く、母子家庭は低くなっています。

#### ■ 世帯別構成数の内訳



	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯				核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯					
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
赤穂市	18,876	5,676	4,580	5,080	288	1,458	1,646	111
	100.0%	30.1%	24.3%	26.9%	1.5%	7.7%	8.7%	0.6%
兵庫県	100.0%	35.9%	21.3%	26.6%	1.3%	8.0%	5.5%	0.8%
全国	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		赤穂市	18,876	1,458	7.7%
兵庫県	2,399,358	191,775	8.0%	30,998	1.3%

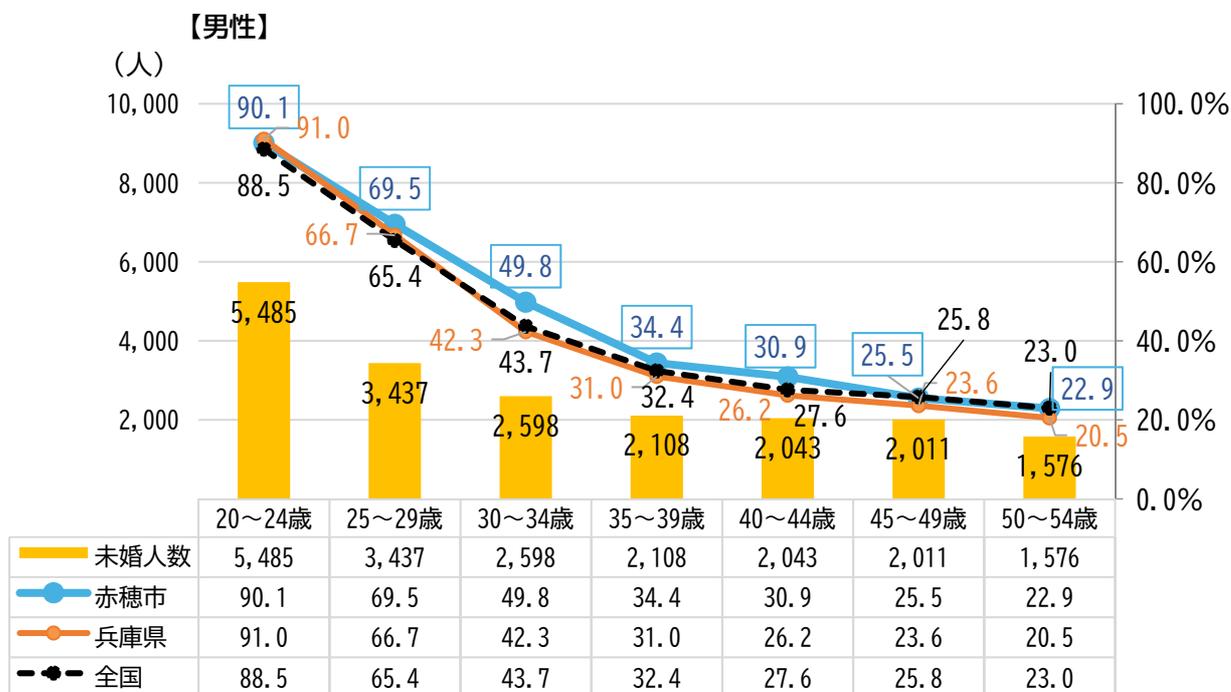
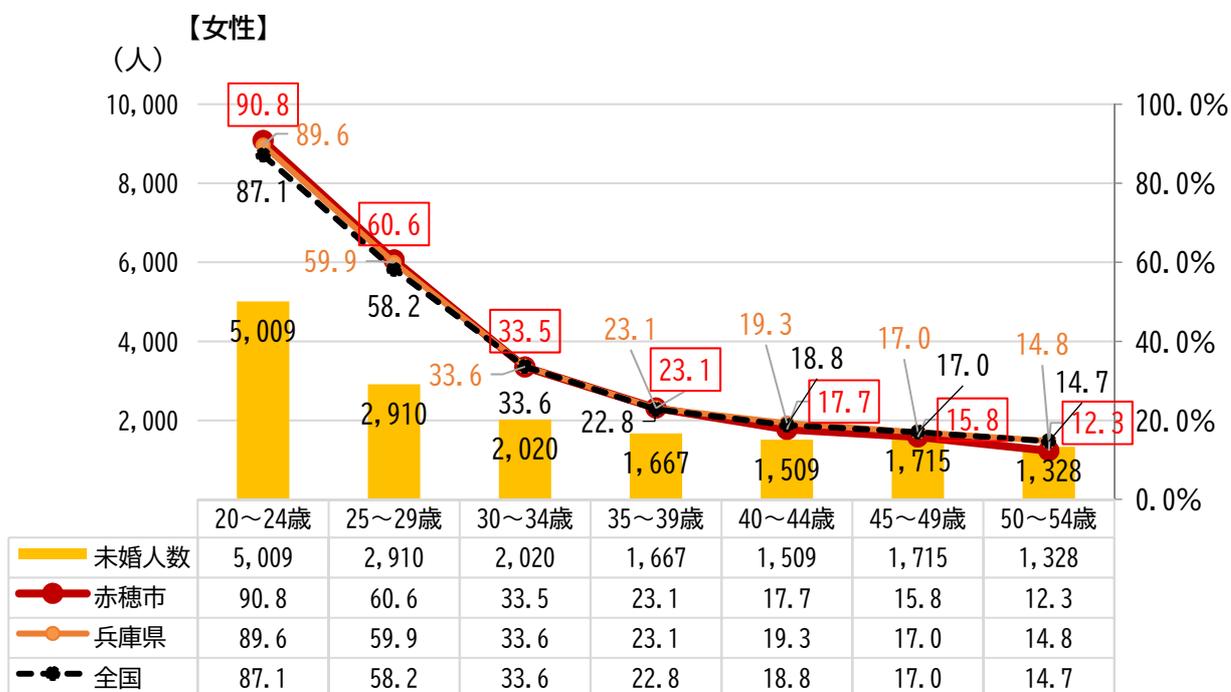
出典：「令和2年国勢調査」

## (7) 男女別年齢別の未婚状況【令和2年(2020年)】

女性の未婚率は年齢別で見ると、29歳まで県や国より高くなっていますが、「30～34歳」と40歳以上は県や国より低くなっています。

男性の未婚率は、「20～24歳」は国と県の間となっており、「25～29歳」から「40～44歳」までは国・県を上回っています。

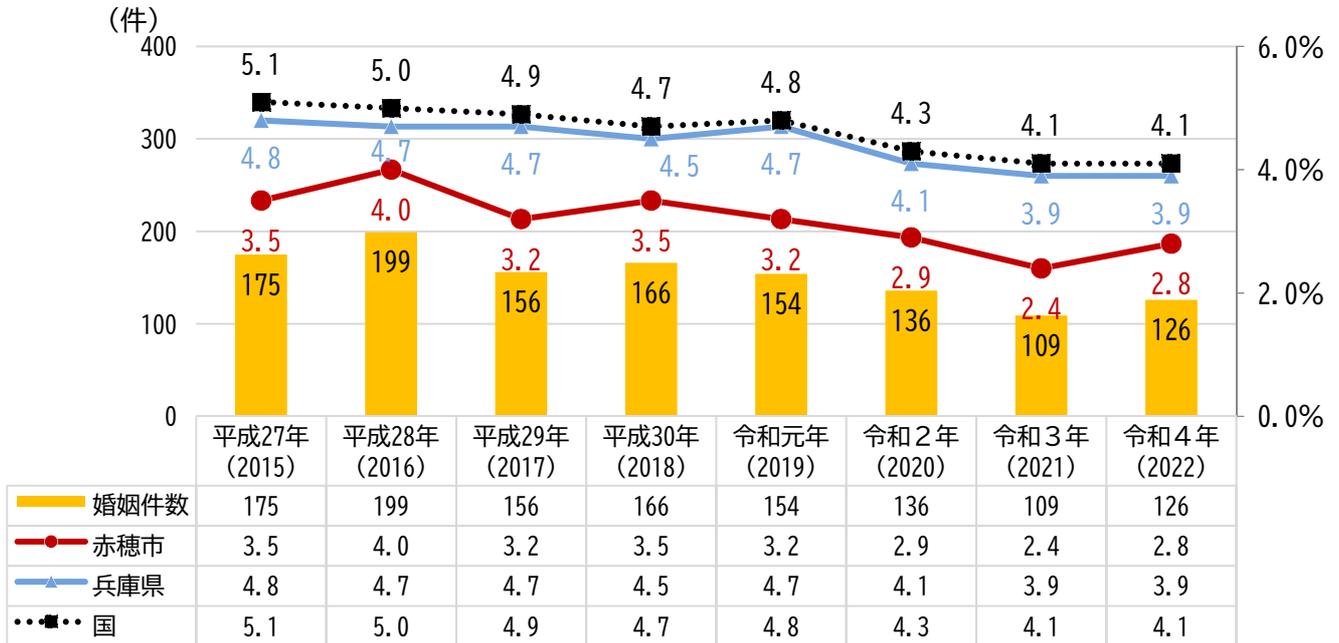
### ■ 未婚率



出典：「令和2年国勢調査」

### (8) 婚姻率

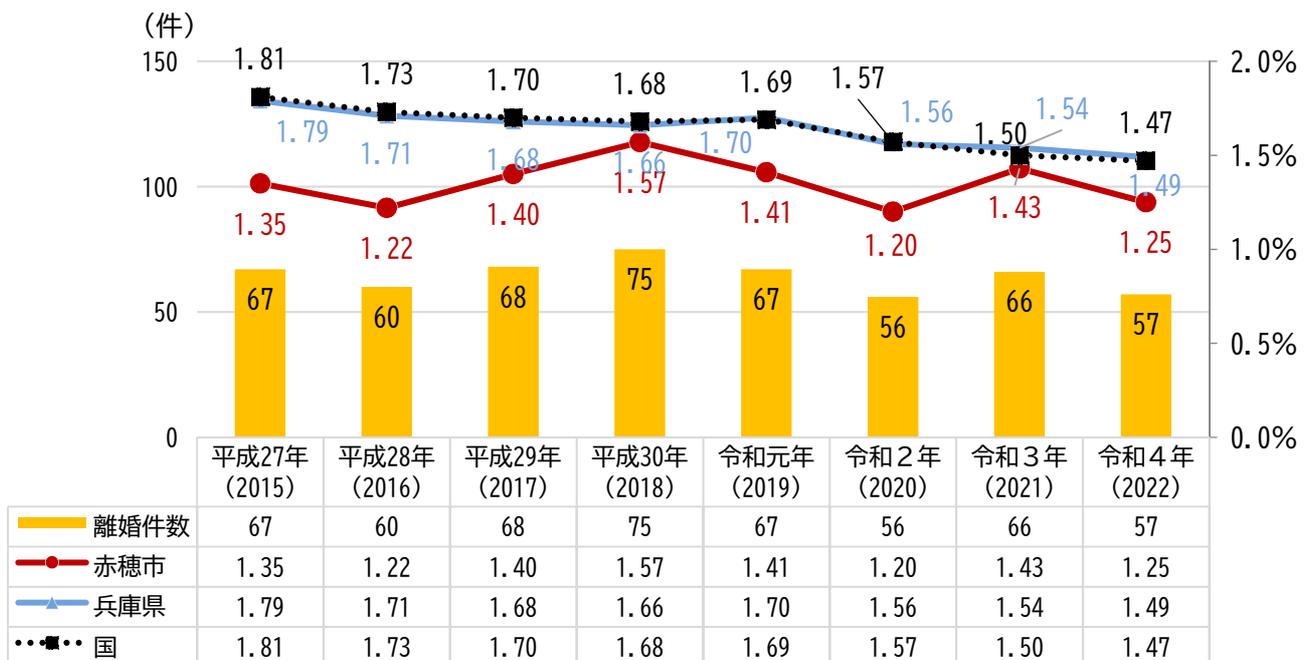
婚姻率は国・県と比較して低く推移し、なだらかな減少傾向となっています。  
婚姻件数は平成28年(2016年)の199件をピークに、減少傾向にあります。



出典：「人口動態統計（確定数）の概況」

### (9) 離婚率

離婚率は国・県と比較して低く推移し、横ばい傾向となっています。  
離婚件数は平成30年(2018年)に75件と高くなっていますが、それ以外はほぼ横ばい傾向にあります。



出典：「人口動態統計（確定数）の概況」

## (10) 労働力状況【令和2年（2020年）】

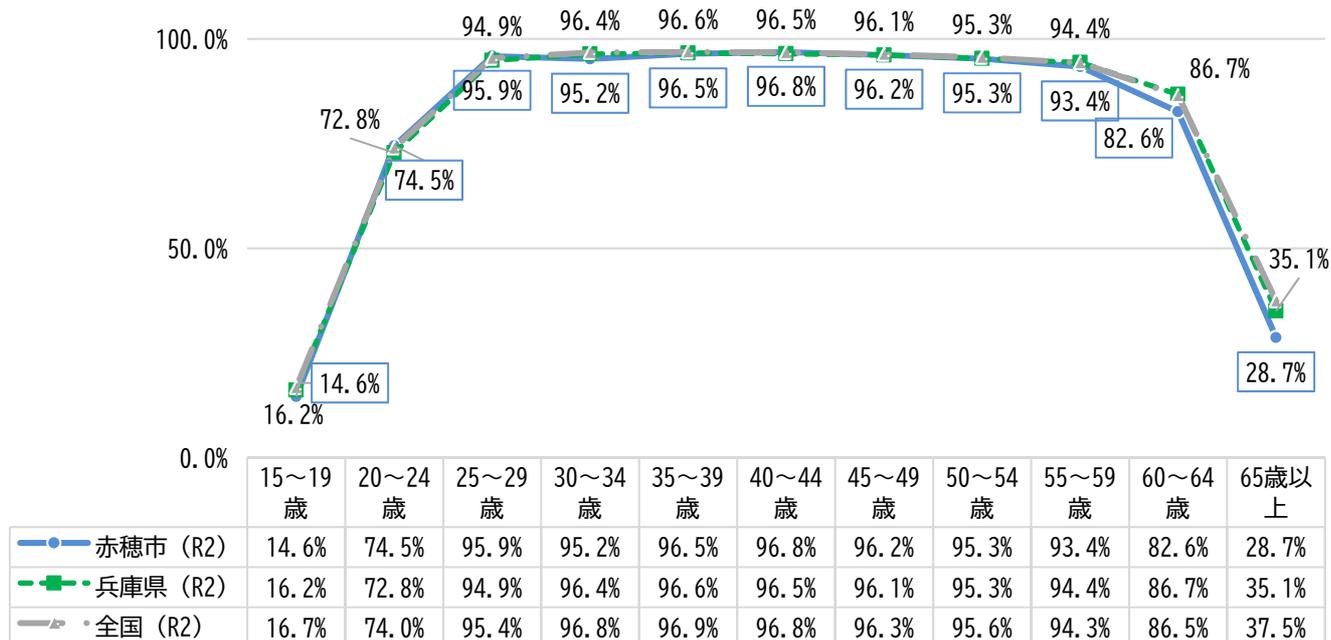
本市の女性の労働力率は、「25～29歳」の81.6%から「30～34歳」の72.9%へと一旦落ち込み、「45～49歳」の82.0%まで上昇しています。「M字カーブ」を描いており、30代女性が子育てと仕事の両立をできるように支援する必要があります。

県と比較すると、20歳から34歳までは、県より低く、35歳から54歳までは高くなっています。  
男性の労働力率は、国・県とほぼ同じで25歳から59歳まで横ばいとなっています。

### ■女性労働力率



### ■男性労働力率



## 2 アンケート結果

### (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（保護者）の概要

調査目的： 「子ども・子育て支援法」に基づく次期計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、並びに子育て世帯のニーズや意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

調査地域： 赤穂市全域

調査対象者： 市内在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童対象調査）  
市内在住の「小学1年生～5年生」の保護者（小学生対象調査）

調査期間： 令和6年（2024年）2月5日（月）～令和6年（2024年）2月16日（金）

調査方法： 郵送配布・郵送回収・WEB回答（未就園児童保護者）  
直接配布・直接回収・WEB回答（就園児童保護者）  
学校配布・回収（一部郵送配布・回収）・WEB回答（小学生保護者）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数		有効回収率
就学前児童	763 件	全体	555 件	72.7%
		紙	339 件	44.4%
		WEB	216 件	28.3%
小学生	1,362 件	全体	1,087 件	79.8%
		紙	577 件	42.4%
		WEB	510 件	37.4%
合計	2,125 件	1,642 件		77.3%

## (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小中学生）の概要

調査目的： 「こども基本法」では、こども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

本調査は、小学生、中学生に対して、生活状況や居場所、ヤングケアラーなどについての調査を行うとともに、率直な意見を聴取することにより、今後の子育て施策に関するニーズを把握することを目的としています。

調査地域：赤穂市全域

調査対象者：市内在住の「小学4年生児童」「小学6年生児童」「中学1年生生徒」

調査期間：令和6年 (2024年) 2月5日(月)～令和6年 (2024年) 2月16日(金)

調査方法：学校配布・回収（一部郵送配布・回収）  
WEB回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数		有効回収率
小中学生	1,190 件	全体	1,040 件	87.4%
		紙	358 件	30.1%
		WEB	682 件	57.3%

①母親の就労状況

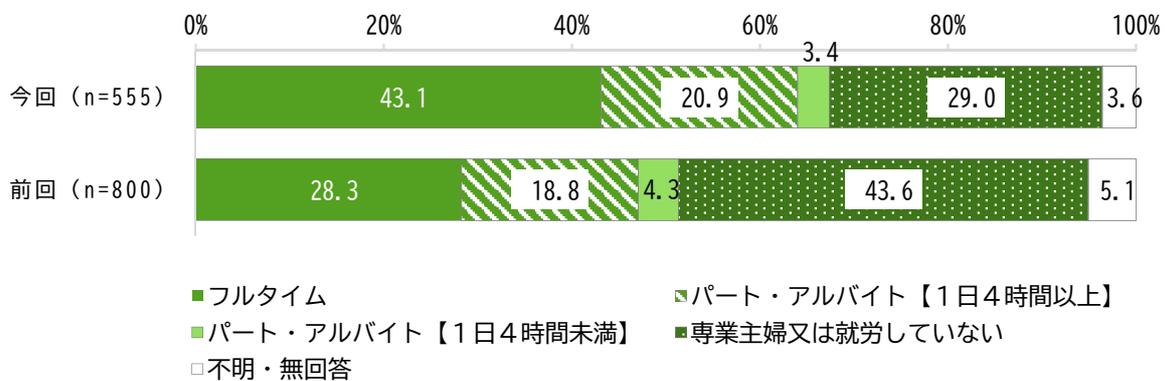
就学前児童の母親については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労している」が43.1%で最も高く、次いで「専業主婦又は就労していない」（29.0%）、「パート・アルバイト（1日4時間以上）で就労している」（20.9%）と続いています。

前回調査と比較して、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労している」が14.8ポイント高くなっています。

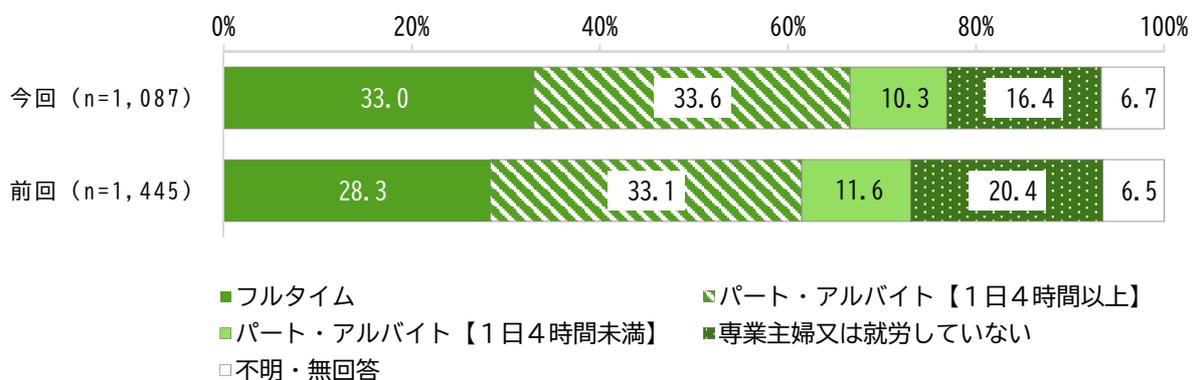
小学生児童の母親については、「パート・アルバイト（1日4時間以上）で就労している」が33.6%で最も高く、次いで「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労している」（33.0%）、「専業主婦又は就労していない」（16.4%）と続いています。

前回調査と比較して、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労している」が4.7ポイント高くなっています。

〔就学前保護者〕



〔小学生保護者〕



## ②育児と就労の両立

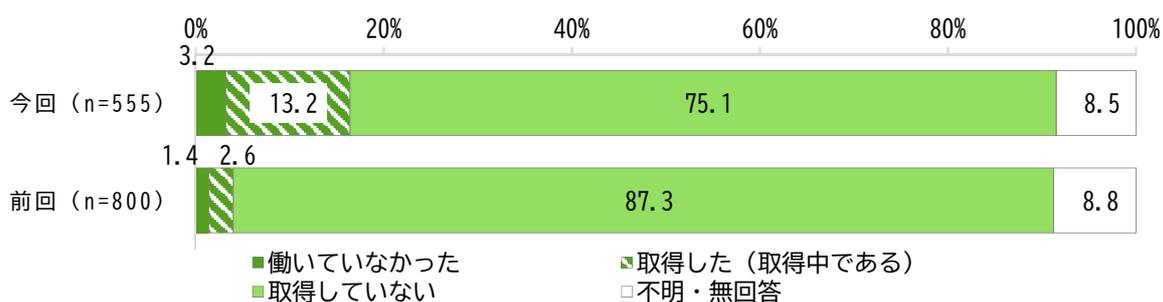
育児休業の取得については、父親で「取得していない」が75.1%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（13.2%）、「働いていなかった」（3.2%）と続いています。

前回調査と比較して、「取得した（取得中である）」が10.6ポイント高くなっています。

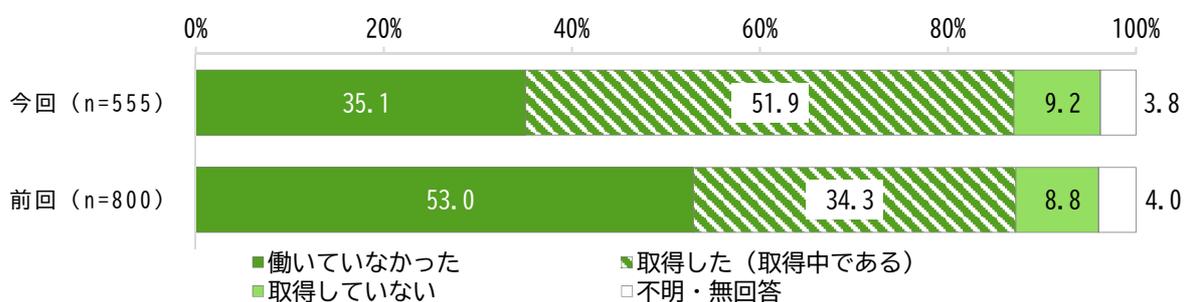
母親では、「取得した（取得中である）」が51.9%で最も高く、次いで「働いていなかった」（35.1%）、「取得していない」（9.2%）と続いています。

前回調査と比較して、「取得した（取得中である）」が17.6ポイント高くなっています。

### 〔就学前保護者・父親〕



### 〔就学前保護者・母親〕

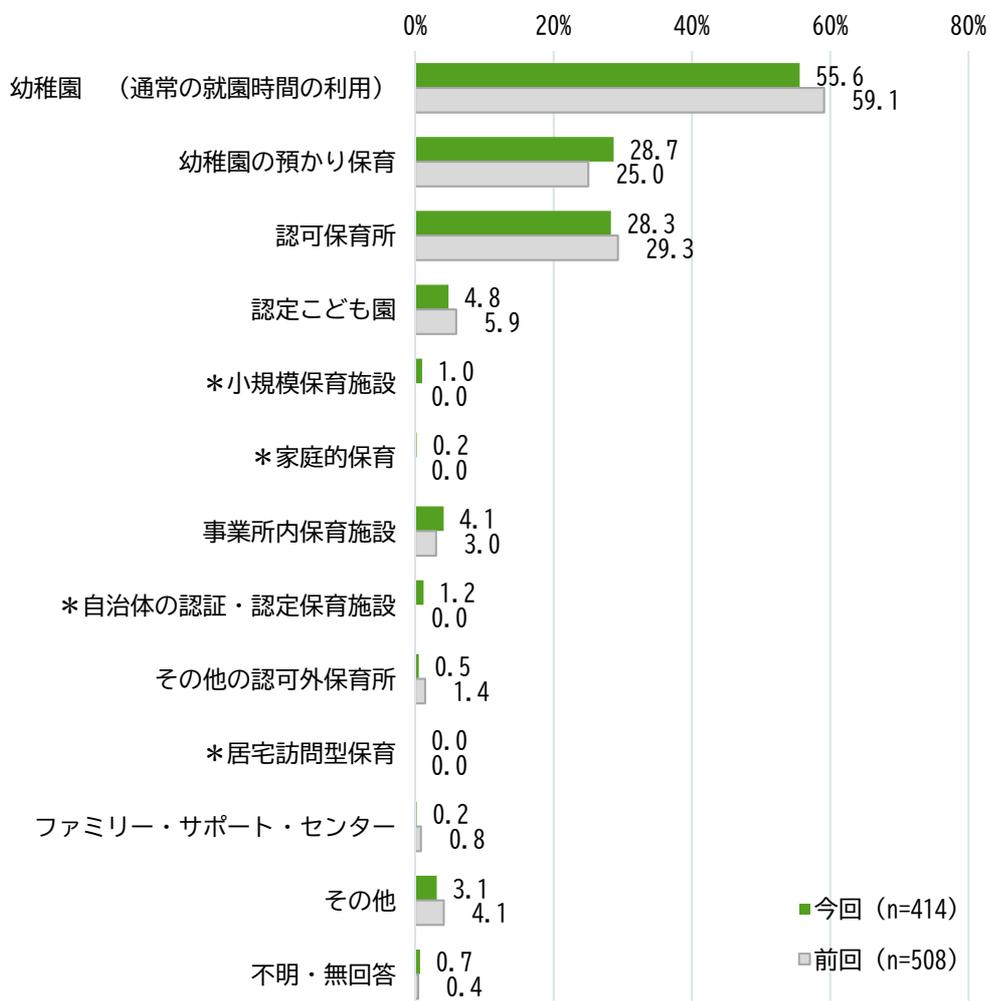


③平日の定期的な教育・保育事業の利用について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業の利用については、「利用している」が74.6%、「利用していない」が23.1%となっています。前回調査と比較して、「利用している」が10ポイント程高くなっています。

また、年間を通じて定期的に利用している事業については、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が55.6%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)」(28.7%)、「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」(28.3%)と続いています。

前回調査と比較して、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」は3.5ポイント低く、「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)」は3.7ポイント高くなっています。



#### ④土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

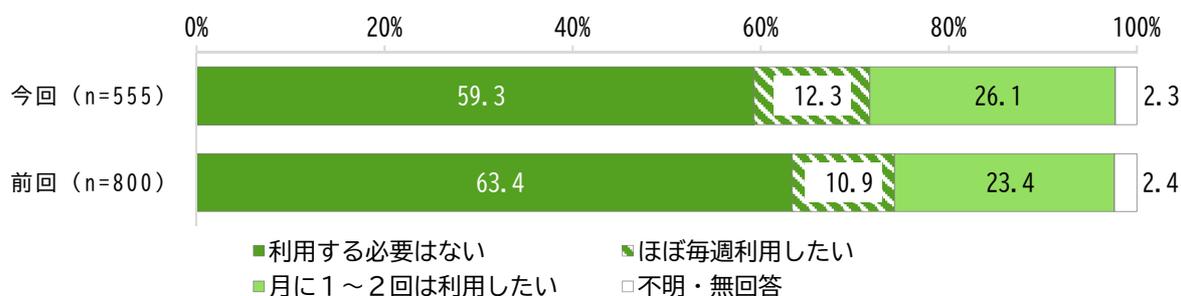
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 59.3%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(26.1%)、「ほぼ毎週利用したい」(12.3%)と続いています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 76.9%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(17.1%)、「ほぼ毎週利用したい」(3.2%)と続いています。

長期休暇期間中の、教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 36.4%で最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」(35.3%)、「利用する必要はない」(26.0%)と続いています。

前回調査と比較して、いずれも「利用する必要はない」の割合は、減少しています。

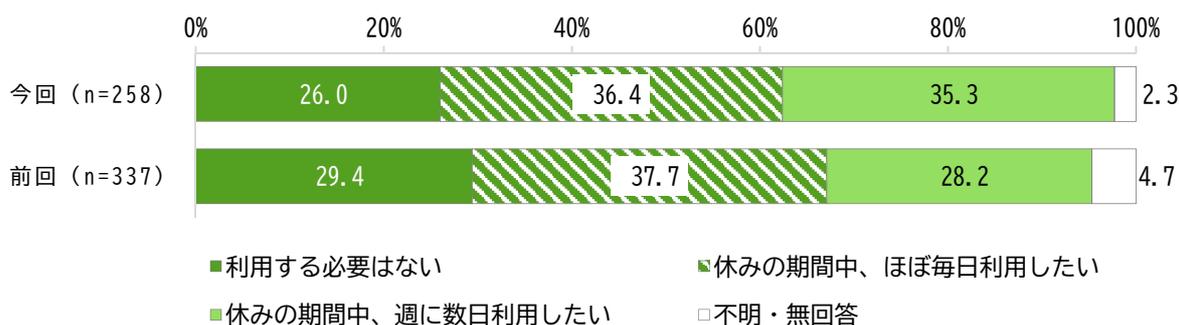
##### 〔土曜日〕



##### 〔日曜日・祝日〕



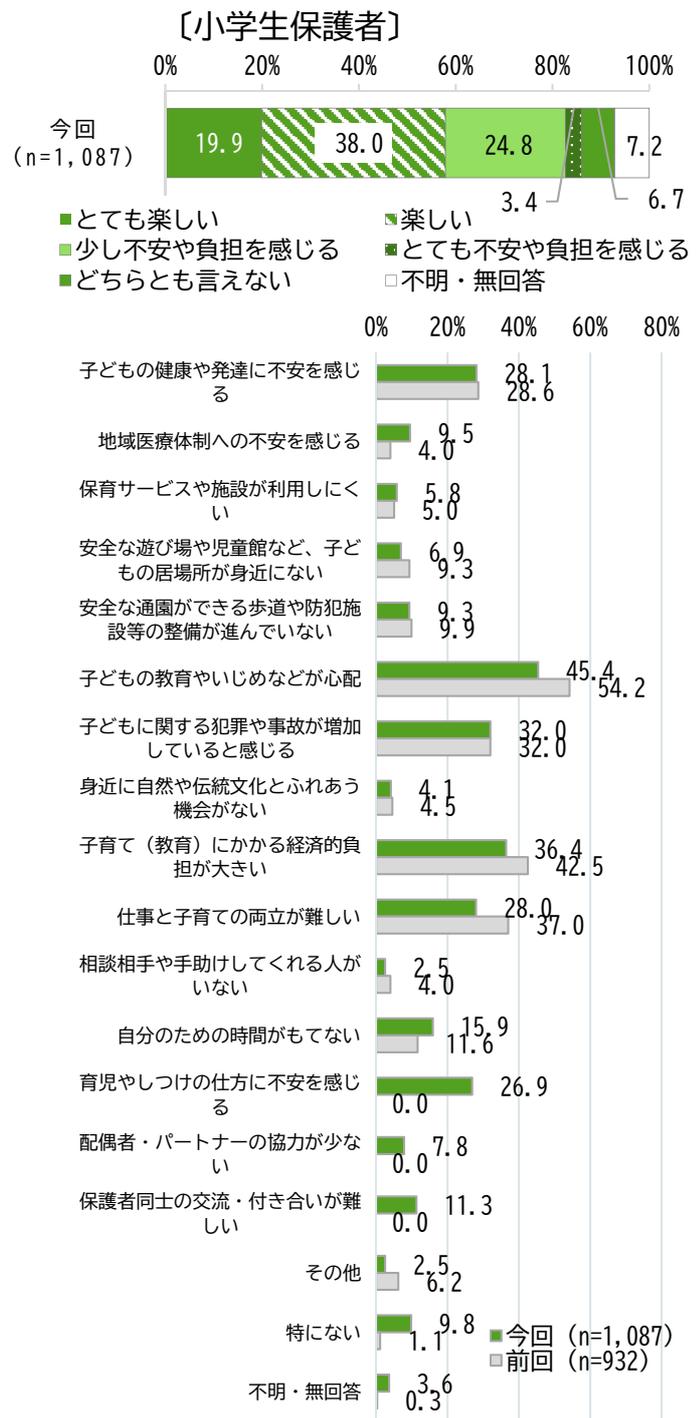
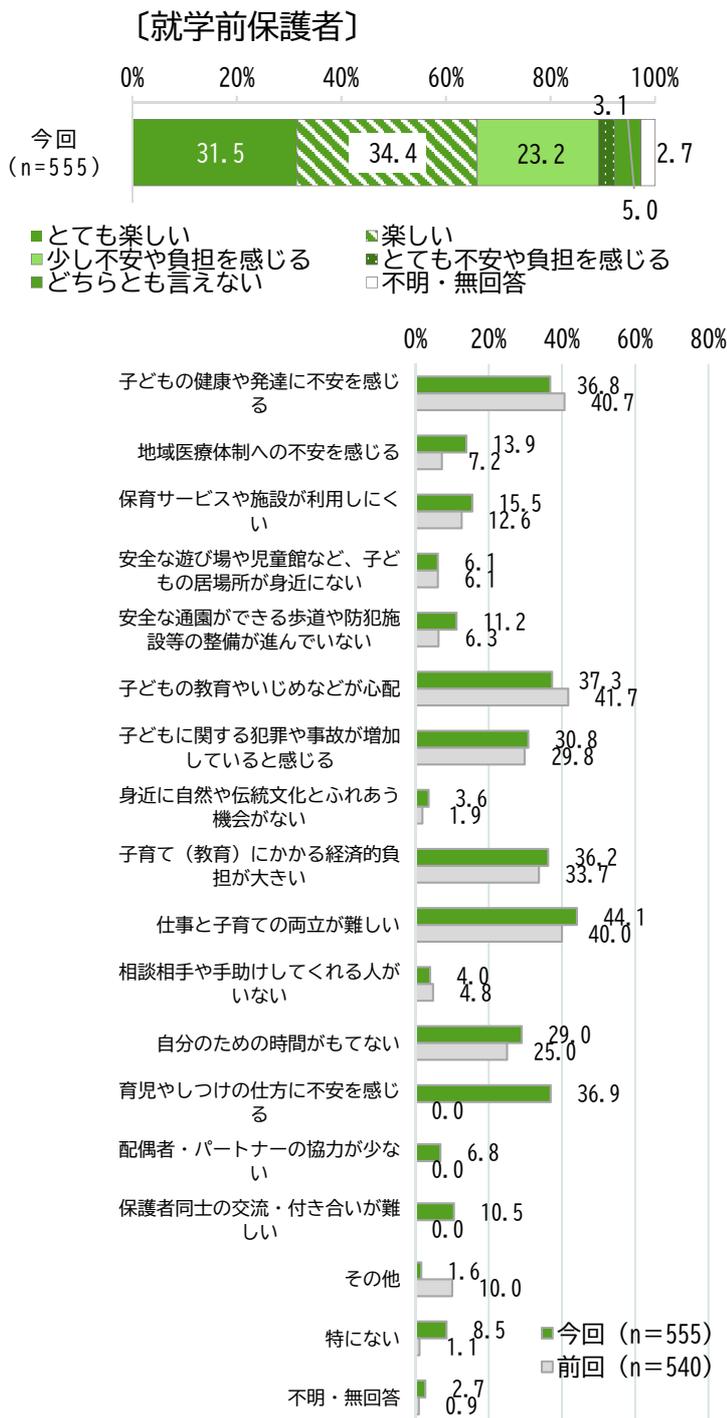
##### 〔長期休暇中〕



⑤子育てについて感じていること

子育てについて全体的にどのように感じていますかについては、就学前保護者では『楽しい（とても楽しい+楽しい）』の65.9%が、『不安や負担を感じる（少し不安や負担を感じる+とても不安や負担を感じる）』の26.3%を上回っています。その具体的な負担と不安の内容の最も高かったのは、「仕事と子育ての両立が難しい」（44.1%）でした。

小学生保護者でも、『楽しい（とても楽しい+楽しい）』の57.9%が、『不安や負担を感じる（少し不安や負担を感じる+とても不安や負担を感じる）』の28.2%を上回っています。その具体的な負担と不安の内容の最も高かったのは、「子どもの教育やいじめなどが心配」（45.4%）でした。

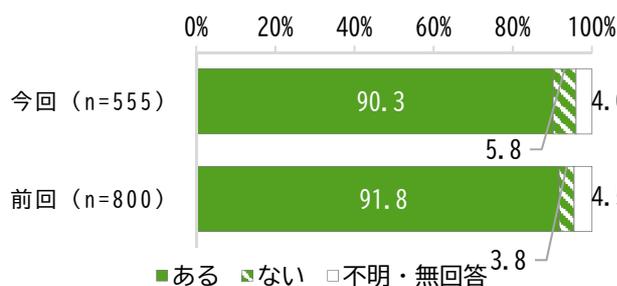


## ⑥子育てに関する相談できる人の有無と相談先

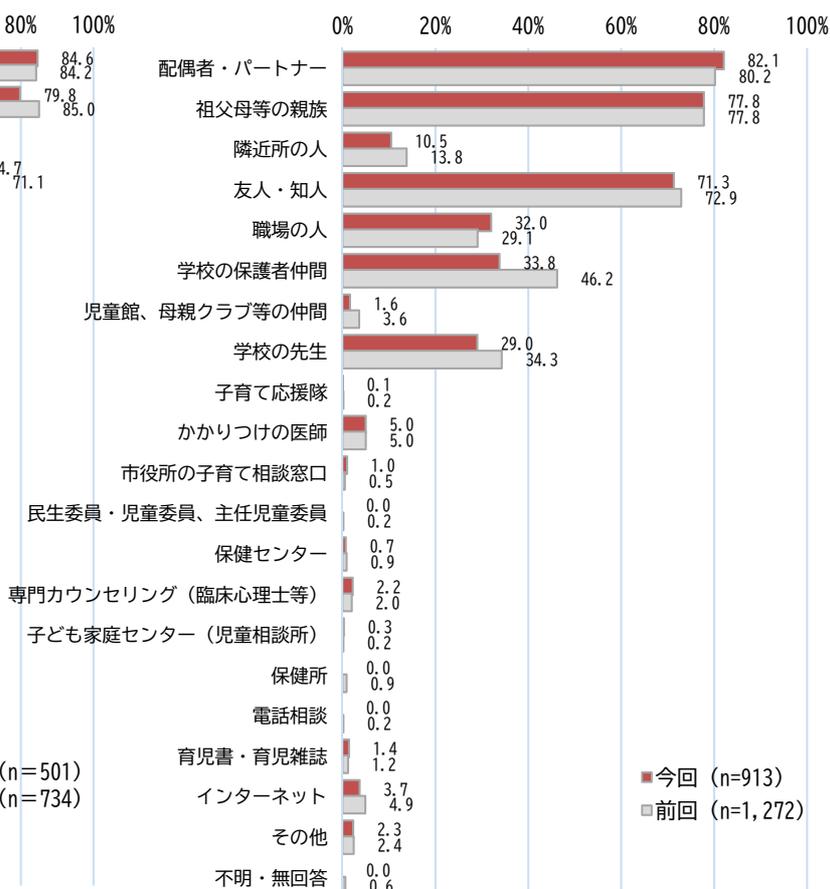
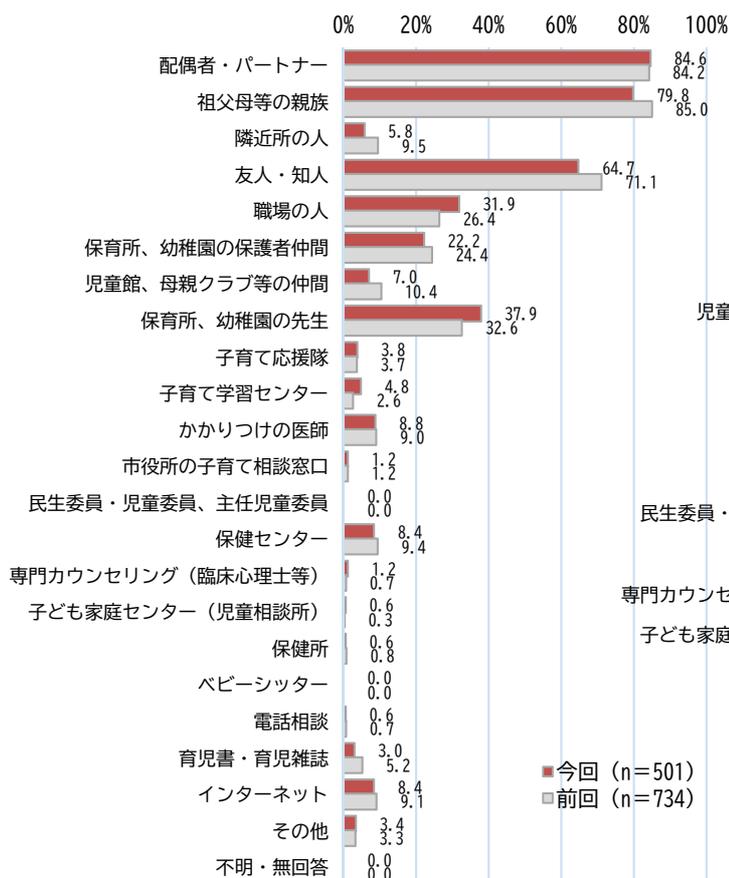
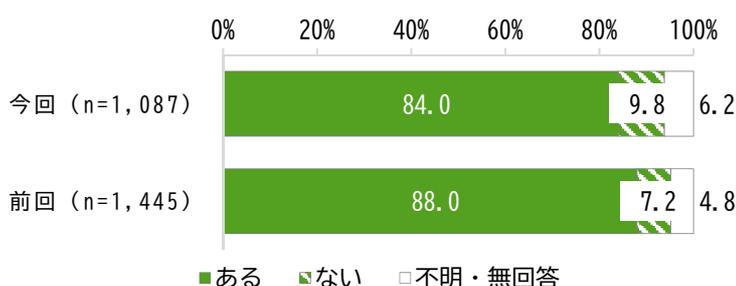
子育てや教育をする上で、気軽に相談できる先については、就学前保護者は「ある」が90.3%、「ない」が5.8%となっています。小学生保護者は「ある」が84.0%、「ない」が9.8%となっています。

具体的な相談先は、いずれも「配偶者・パートナー」、「祖父母等の親族」の身内が最も高くなっています。

〔就学前保護者〕

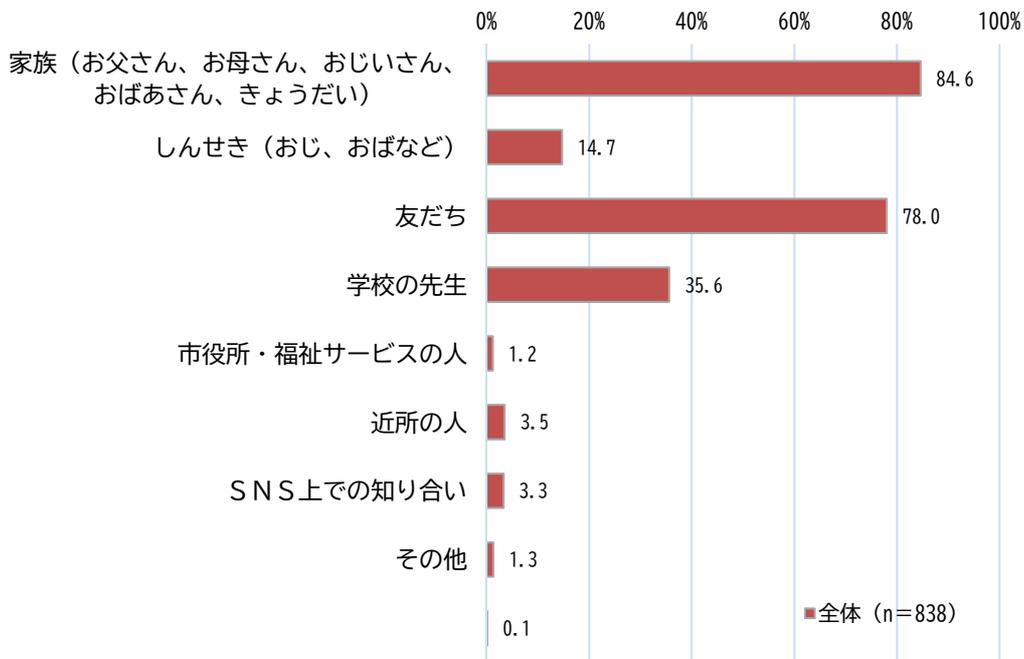


〔小学生保護者〕



小中学生自身は、悩んだり、困ったりした時に相談できる人については、小中学生は「いる」が80.6%で最も高く、次いで「相談できる人は必要ない」(6.0%)、「ほしいけどいない」(2.5%)と続いています。

〔小中学生〕

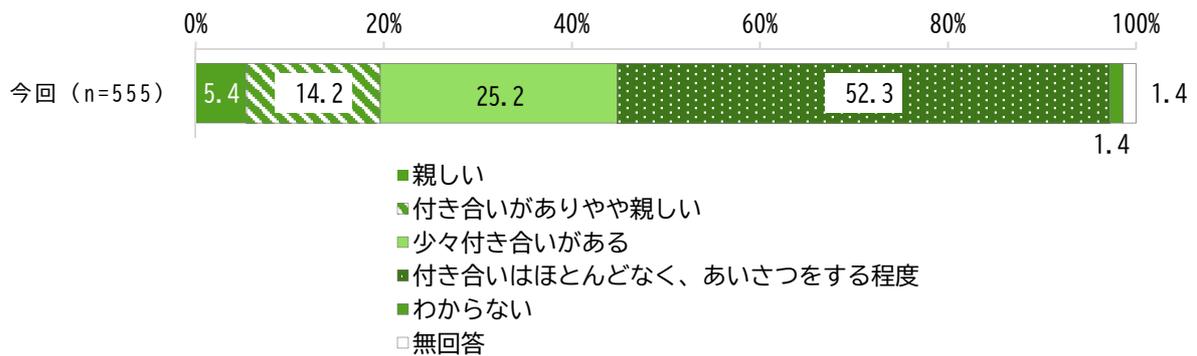


### ⑦ご近所や地域の人との付き合い

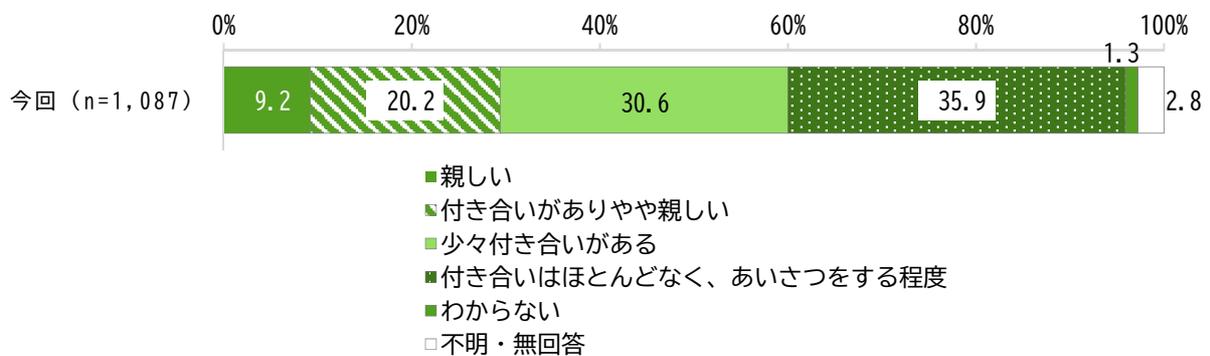
ご近所や地域の人々との付き合いについては、就学前保護者で「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が52.3%で最も高く、次いで「少々付き合いがある」(25.2%)、「付き合いがありやや親しい」(14.2%)と続いています。

小学生保護者では、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が35.9%で最も高く、次いで「少々付き合いがある」(30.6%)、「付き合いがありやや親しい」(20.2%)と続いています。

#### 〔就学前保護者〕

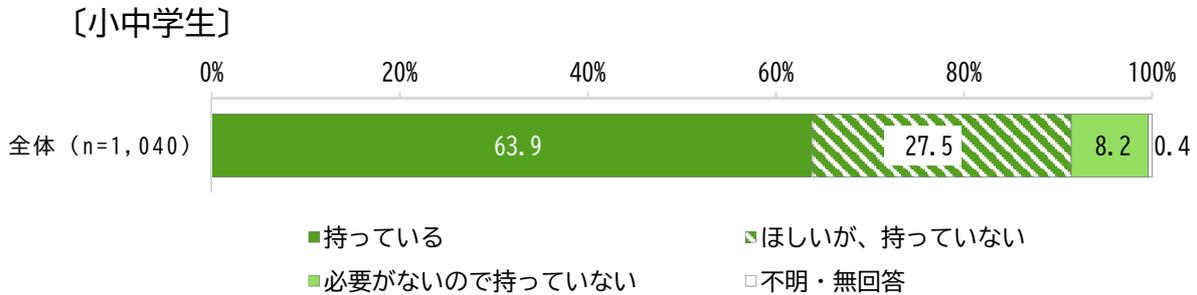


#### 〔小学生保護者〕



⑧スマートフォンの所持

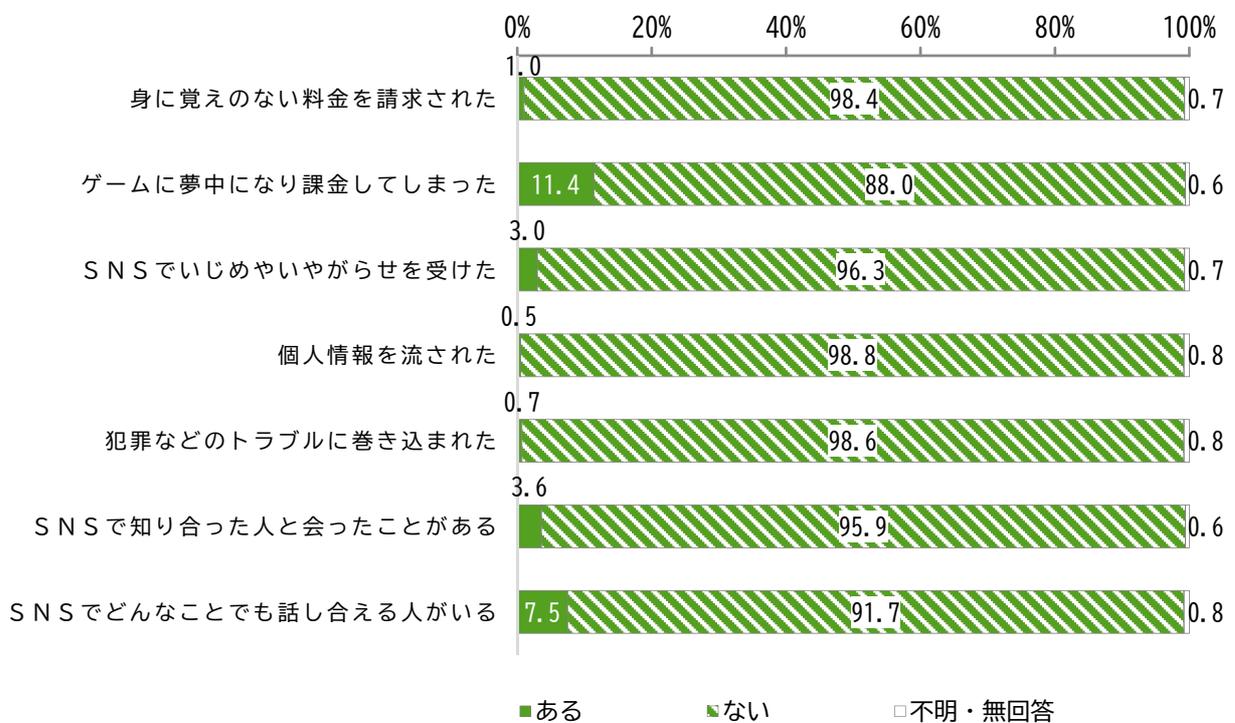
専用のスマートフォン（スマホ）を持っているかについては、「持っている」が63.9%で最も高く、次いで「ほしいが、持っていない」（27.5%）、「必要がないので持っていない」（8.2%）と続いています。



⑨インターネットでの経験

インターネットでの経験については、「ゲームに夢中になり課金してしまった」で「ある」が11.4%、その他の項目については比較的少ない割合ではありますが、いずれも「ある」が存在しています。

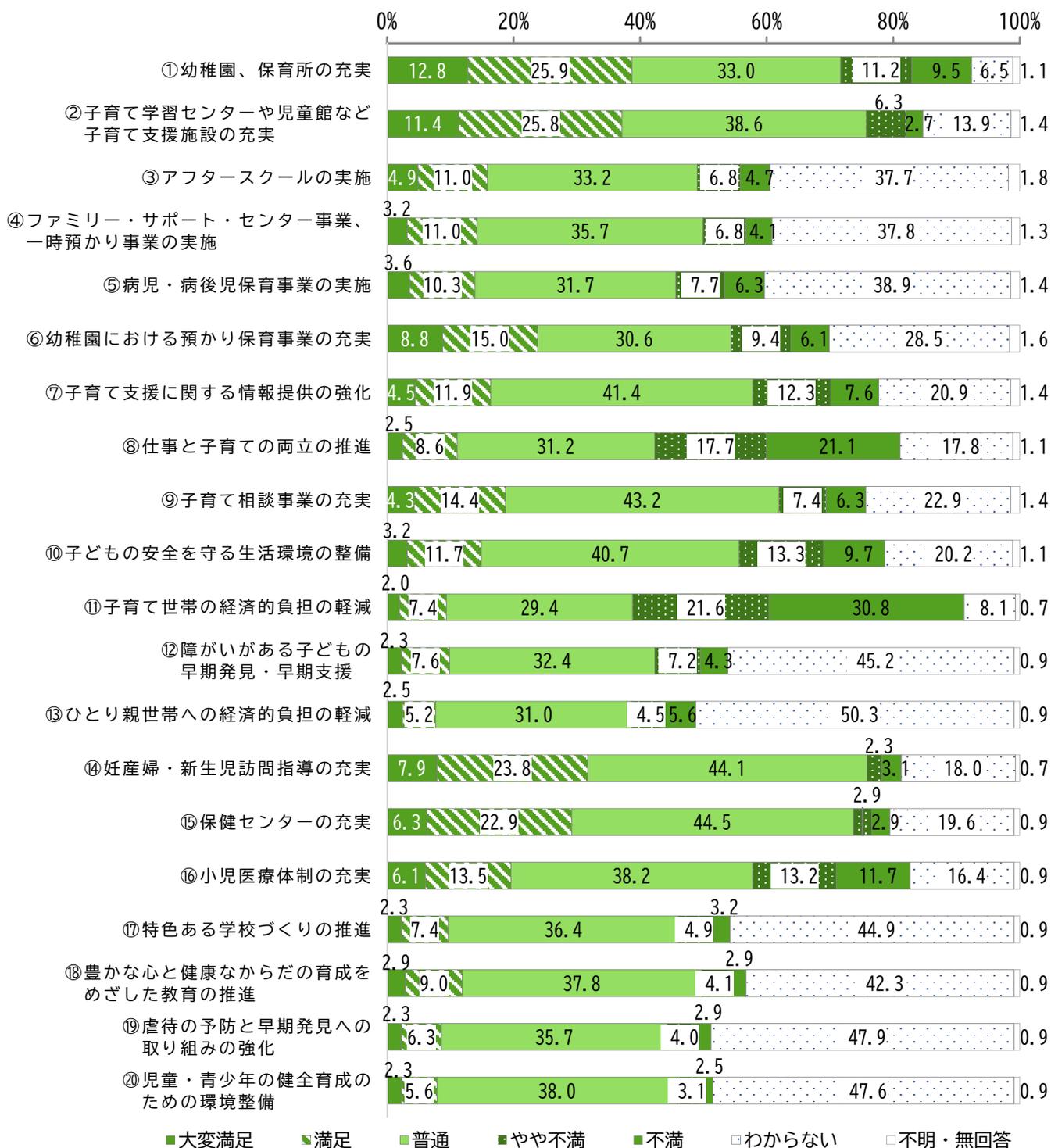
[小中学生]



## ⑩行政の取組に対する満足度について

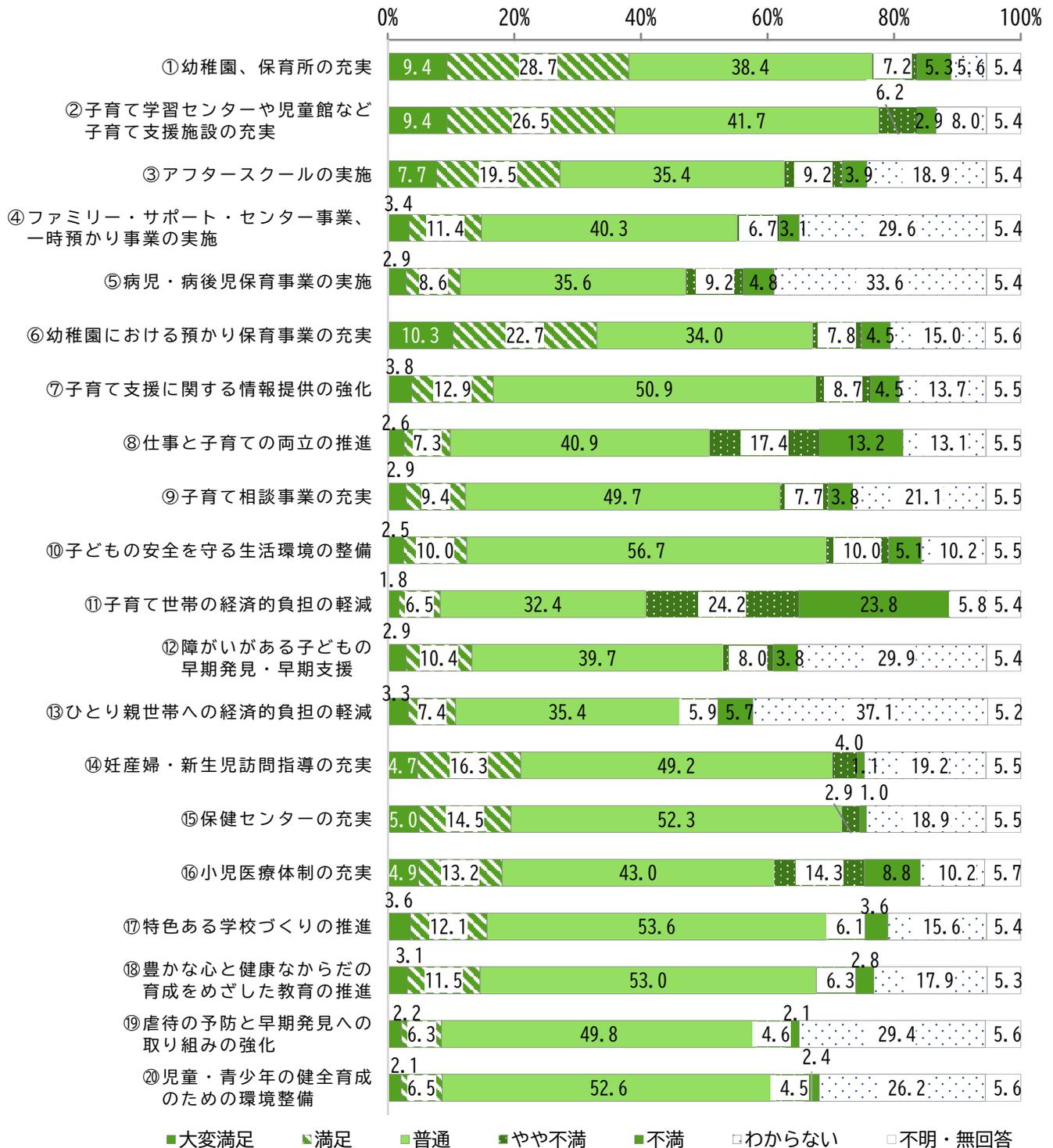
### a. 就学前児童保護者

行政の取り組みに対する評価についてみると、『満足している（大変満足+満足）』が「幼稚園、保育所の充実」で38.7%、「子育て学習センターや児童館など子育て支援施設の充実」で37.2%、「妊産婦・新生児訪問指導の充実」で31.7%と高くなっています。一方で、『不満を感じている（不満+やや不満）』が「子育て世帯の経済的負担の軽減」で52.4%、「仕事と子育ての両立の推進」で38.8%となっています。



b. 小学生児童保護者

行政の取り組みに対する評価についてみると、『満足している（大変満足+満足）』が「幼稚園、保育所の充実」で 38.1%、「子育て学習センターや児童館など子育て支援施設の充実」で 35.9%、「幼稚園における預かり保育事業の充実」で 33.0%と高くなっています。一方で、『不満を感じている（不満+やや不満）』が「子育て世帯の経済的負担の軽減」で 48.0%、「仕事と子育ての両立の推進」で 30.6%となっています。

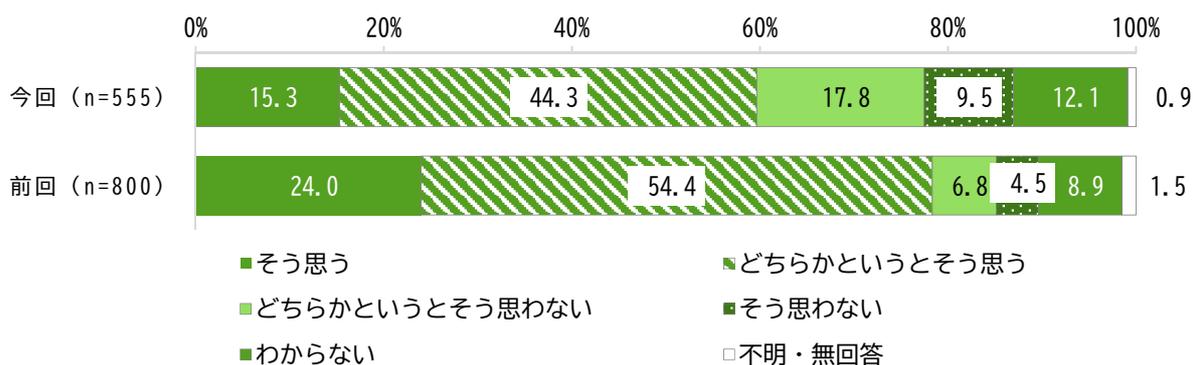


### ⑪赤穂市の子育て環境

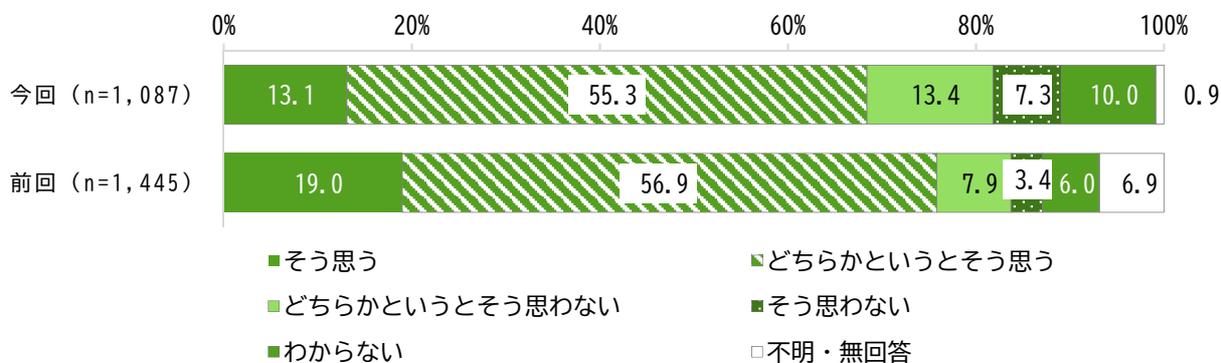
赤穂市が子育てしやすい環境にあると思うかについては、就学前保護者で「どちらかというと思う」が44.3%で最も高く、次いで「どちらかというと思わない」(17.8%)、「そう思う」(15.3%)と続いています。

小学生保護者では、「どちらかというと思う」が55.3%で最も高く、次いで「どちらかというと思わない」(13.4%)、「そう思う」(13.1%)と続いています。

#### 〔就学前保護者〕



#### 〔小学生保護者〕



**(3) 子どもの生活実態調査の概要**

調査目的： 近年、こどもの貧困やヤングケアラーが社会的にも問題となっているなか、子育て世帯の経済状況を含めた生活実態が、こどもの生活や成長、保護者の生活や意識、行動に与える影響等を検証し、「赤穂市こども計画」策定に向けた基礎資料とすることを目的としています。

調査対象者：市内在住の「小学5年生児童」「中学2年生生徒」「高校2年生年代」とその保護者

調査期間：令和6年(2024年)2月5日(月)～令和6年(2024年)2月16日(金)

調査方法：学校配布・回収・WEB回答(小中学生とその保護者)  
郵送配布・回収・WEB回答(一部小中学生と高校生年代とその保護者)

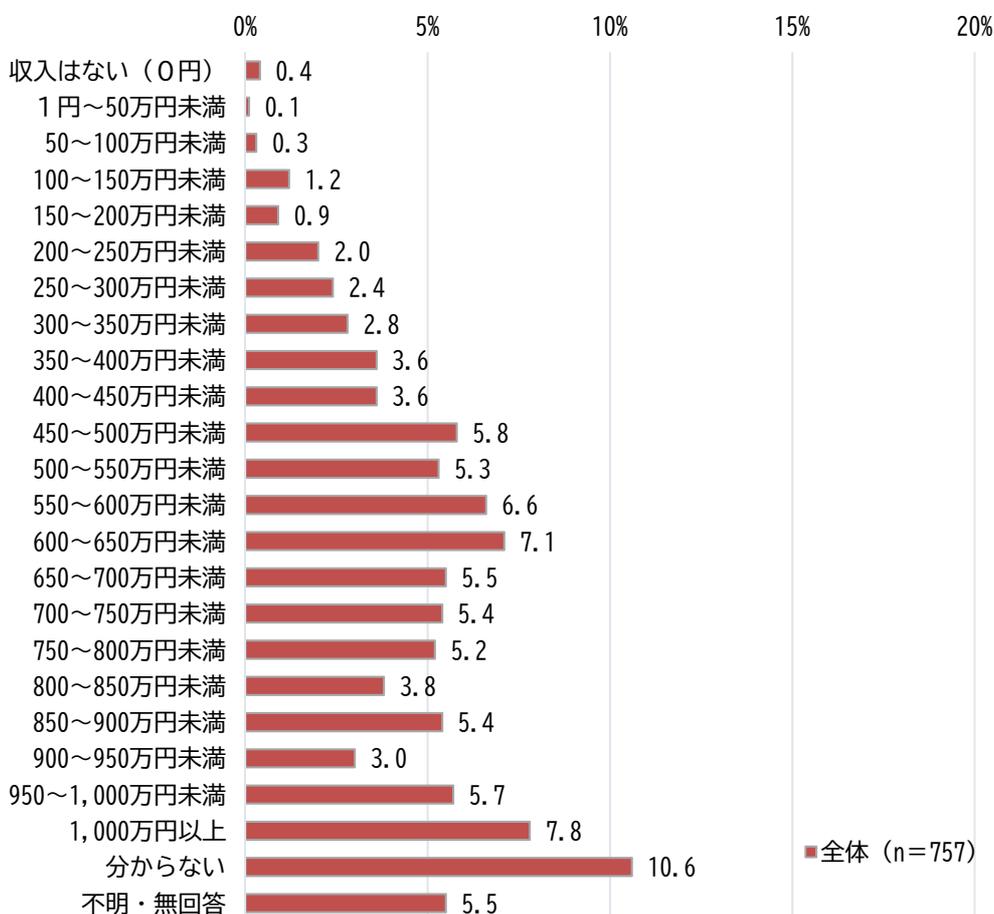
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数		有効回収率
こども	1,112 件	全体	757 件	68.1%
		紙	293 件	26.3%
		WEB	464 件	41.7%
保護者	1,112 件	全体	792 件	71.2%
		紙	162 件	14.6%
		WEB	630 件	56.7%
合計	2,224 件	1,549 件		69.6%

## ●学年別内訳

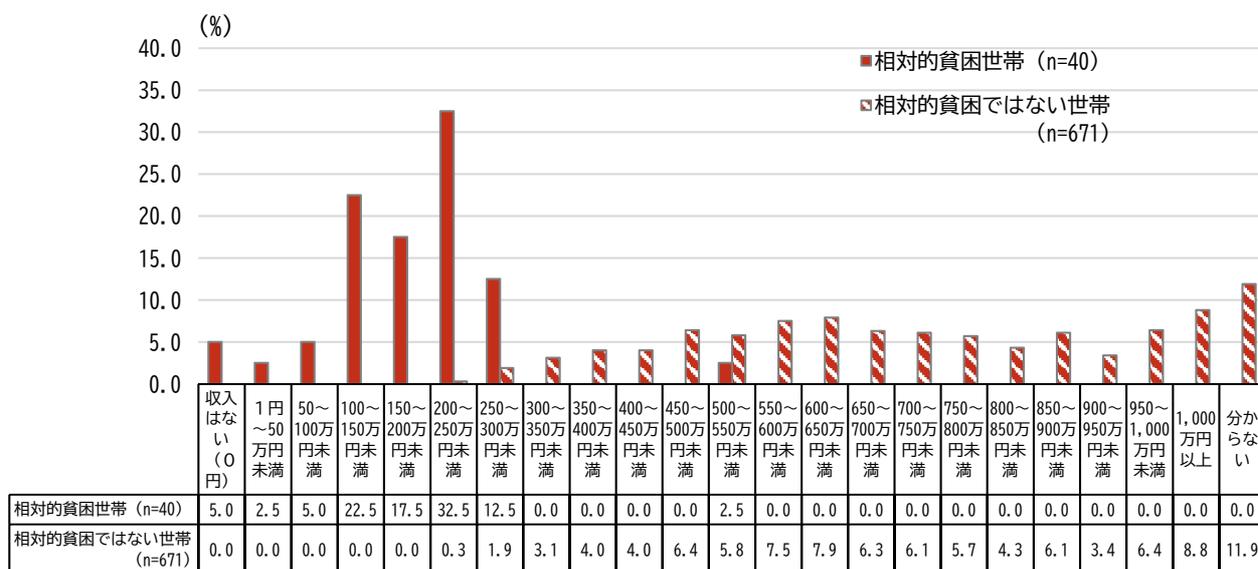
調査票	有効回収数		有効回収率
こども	小学生	286 件	25.7%
	中学生	305 件	27.4%
	高校生	156 件	14.0%
	不明	10 件	0.9%
保護者	小学生	329 件	29.6%
	中学生	337 件	30.3%
	高校生	119 件	10.7%
	不明	7 件	0.6%

### ①世帯全員の合計の年間収入（税込み）

こどもと生計を共にしている世帯全員の合計の年間収入については、「1,000万円以上」が7.8%で最も高く、次いで「600～650万円未満」（7.1%）、「550～600万円未満」（6.6%）と続いています。

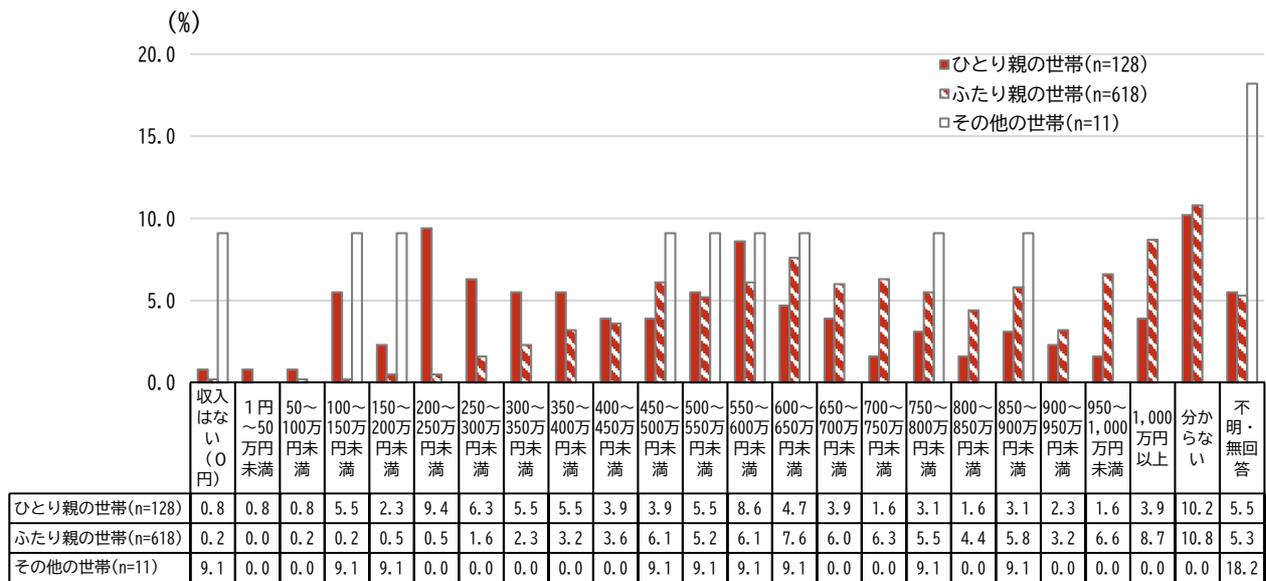


### 【相対的貧困状況別集計】



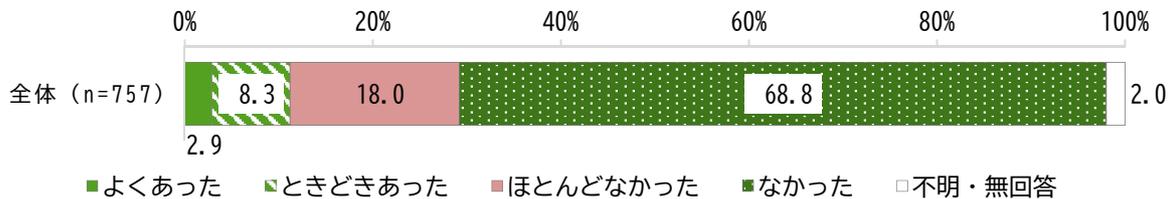
※世帯人員や世帯年収が不明・無回答のため、判定できなかった世帯が46世帯

【家庭類型別集計】



②日常生活における支出について

過去1年間の間に、経済的理由で家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「なかった」が68.8%で最も高く、次いで「ほとんどなかった」（18.0%）、「ときどきあった」（8.3%）と続いています。



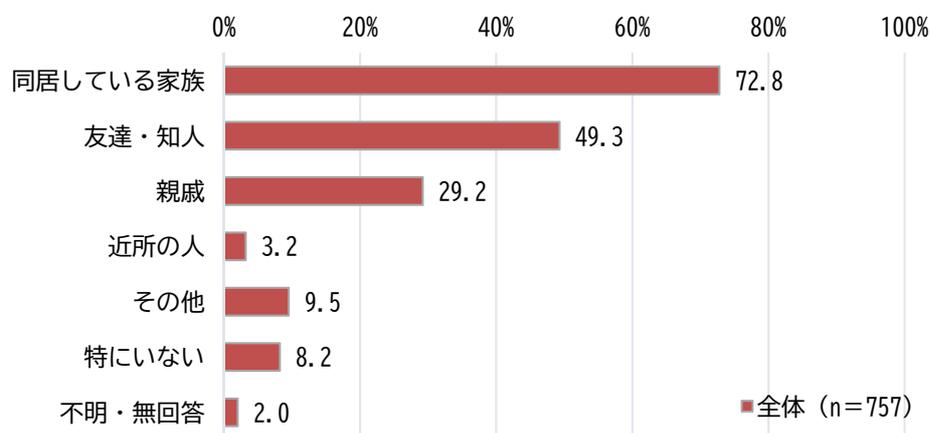
【相対的貧困状況・家庭類型別集計】

	よくあった	ときどきあった	ほとんどなかった	なかった	不明・無回答
全体(n=757)	2.9	8.3	18.0	68.8	2.0
相対的貧困世帯(n=40)	15.0	20.0	27.5	37.5	0.0
相対的貧困ではない世帯(n=671)	2.4	7.9	17.7	71.7	0.3
ひとり親世帯(n=128)	7.8	14.1	22.7	53.1	2.3
ふたり親世帯(n=618)	1.8	7.1	16.7	72.7	1.8
その他の世帯(n=11)	9.1	9.1	36.4	36.4	9.1

③困ったときや悩みがあるときに、相談できる人について

困ったときや悩みがあるときに、相談できる人がいるかについて保護者は、「同居している家族」が72.8%で最も高く、次いで「友達・知人」(49.3%)、「親戚」(29.2%)と続いています。

〔保護者〕



【相対的貧困状況・家庭類型別集計】

(%)

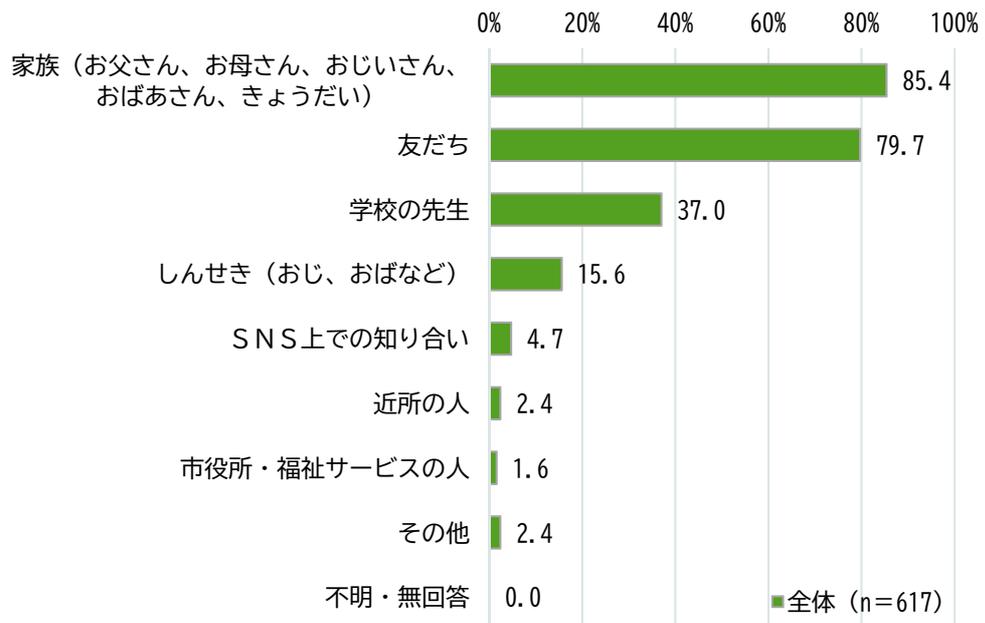
	同居している家族	親戚	近所の人	友達・知人	その他	特にいない	不明・無回答
全体(n=757)	72.8	29.2	3.2	49.3	9.5	8.2	2.0
相対的貧困世帯(n=40)	37.5	12.5	2.5	42.5	17.5	12.5	5.0
相対的貧困ではない世帯(n=671)	76.0	30.4	3.4	49.9	9.5	8.5	0.1
ひとり親世帯(n=128)	45.3	25.8	3.9	48.4	10.2	18.8	3.9
ふたり親世帯(n=618)	78.6	30.3	3.1	49.5	9.4	6.1	1.6
その他の世帯(n=11)	63.6	9.1	0.0	45.5	9.1	0.0	0.0

こどもでは、「いる」が 77.9%で最も高く、次いで「相談できる人は必要ない」(7.7%)、「ほしいけどいない」(4.0%)と続いています。

〔こども〕

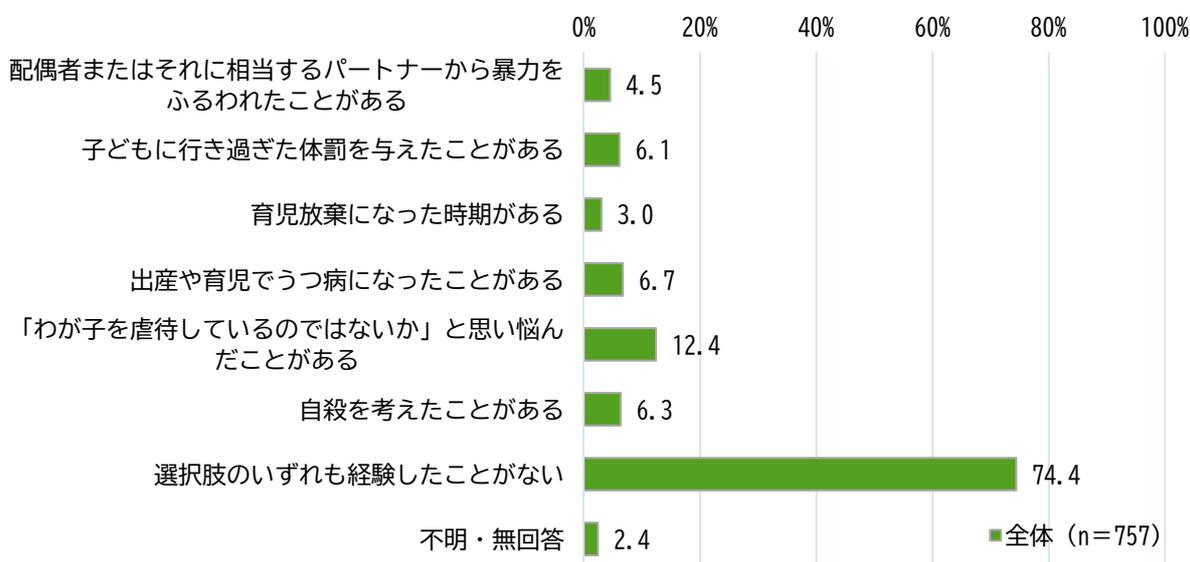


こどもの相談相手については、「家族（お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、きょうだい）」が 85.4%で最も高く、次いで「友だち」(79.7%)、「学校の先生」(37.0%)と続いています。



#### ④子育てに関わることで経験したことについて

子育てに関わってから、以下のような経験をしたことがあるかについては、「選択肢のいずれも経験したことがない」が74.4%で最も高く、次いで「わが子を虐待しているのではないか」と思い悩んだことがある（12.4%）、「出産や育児でうつ病になったことがある」（6.7%）と続いています。



#### 【相対的貧困状況・家庭類型別集計】

(%)

	配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある	子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある	育児放棄になった時期がある	出産や育児でうつ病になったことがある	「わが子を虐待しているのではないか」と思い悩んだことがある	自殺を考えたことがある	選択肢のいずれも経験したことがない	不明・無回答
全体(n=757)	4.5	6.1	3.0	6.7	12.4	6.3	74.4	2.4
相対的貧困世帯(n=40)	22.5	15.0	10.0	7.5	17.5	15.0	62.5	0.0
相対的貧困ではない世帯(n=671)	3.7	5.8	2.7	6.7	12.5	6.1	76.2	0.4
ひとり親世帯(n=128)	14.8	10.2	5.5	5.5	16.4	12.5	61.7	4.7
ふたり親世帯(n=618)	2.4	5.2	2.4	7.0	11.5	5.2	76.9	1.9
その他の世帯(n=11)	0.0	9.1	9.1	9.1	18.2	0.0	81.8	0.0

#### (4) こども・若者に関する調査の概要

調査目的： 「こども基本法」では、こども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

本調査は、こども・若者の生活状況や意識、将来の生活設計などを把握するとともに、率直な意見を聴取することにより、「赤穂市こども計画」策定に向けた基礎資料とすることを目的としています。

調査期間：令和6年 (2024年) 6月21日(金) ~令和6年 (2024年) 7月12日(金)

調査対象者：赤穂市内在住の15~39歳の若者のうち無作為で抽出した1,000人

調査方法：郵送配布  
WEB回答

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	219件	21.9%

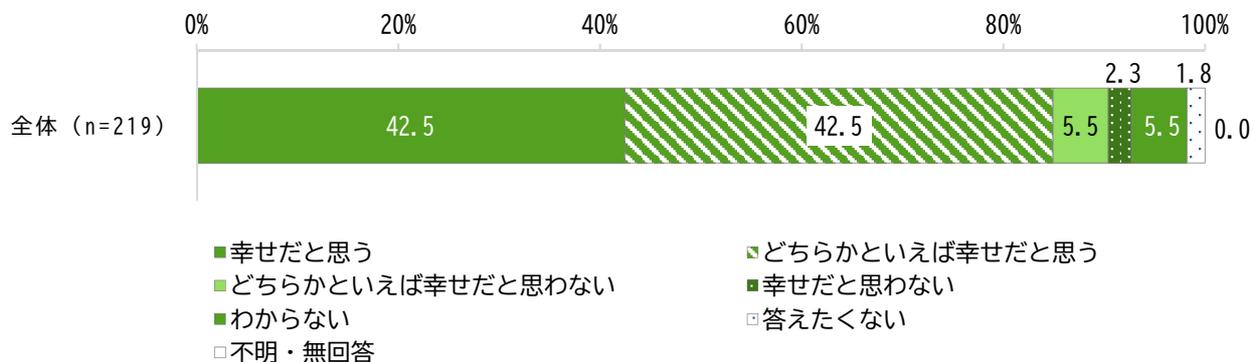
①将来に明るい希望を持っているかについて

自分の将来について明るい希望を持っているかについては、「どちらかといえば、希望がある」が 39.7%で最も高く、次いで「希望がある」(22.4%)、「どちらかといえば、希望がない」(20.1%)と続いています。



②自分が幸せだと思うかについて

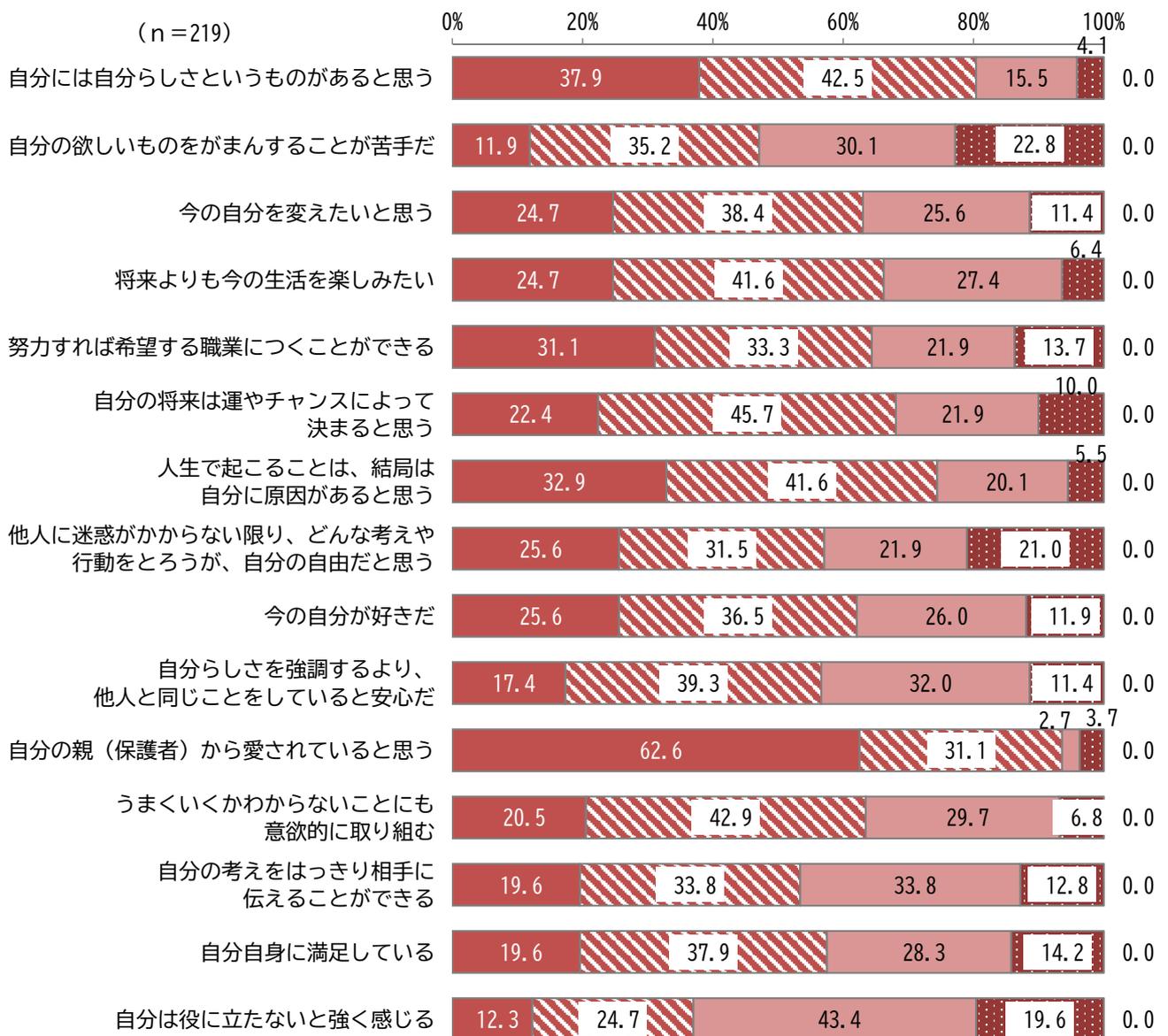
今、自分が幸せだと思うかについては、「幸せだと思う」「どちらかといえば幸せだと思う」が 42.5%で最も高く、次いで「どちらかといえば幸せだと思わない」「わからない」(5.5%)、「幸せだと思わない」(2.3%)と続いています。



③自身について

項目別にみると、『あてはまる（あてはまる+どちらかといえばあてはまる）』については、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が 93.7%で最も高く、次いで「自分には自分らしさというものがあると思う」（80.4%）、「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」（74.5%）と続いています。

『あてはまらない（あてはまらない+どちらかといえばあてはまらない）』については、「自分は役に立たないと強く感じる」が 63.0%で最も高く、次いで「自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ」（52.9%）、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」（46.6%）と続いています。



■あてはまる ■どちらかといえばあてはまる ■どちらかといえばあてはまらない ■あてはまらない □不明・無回答

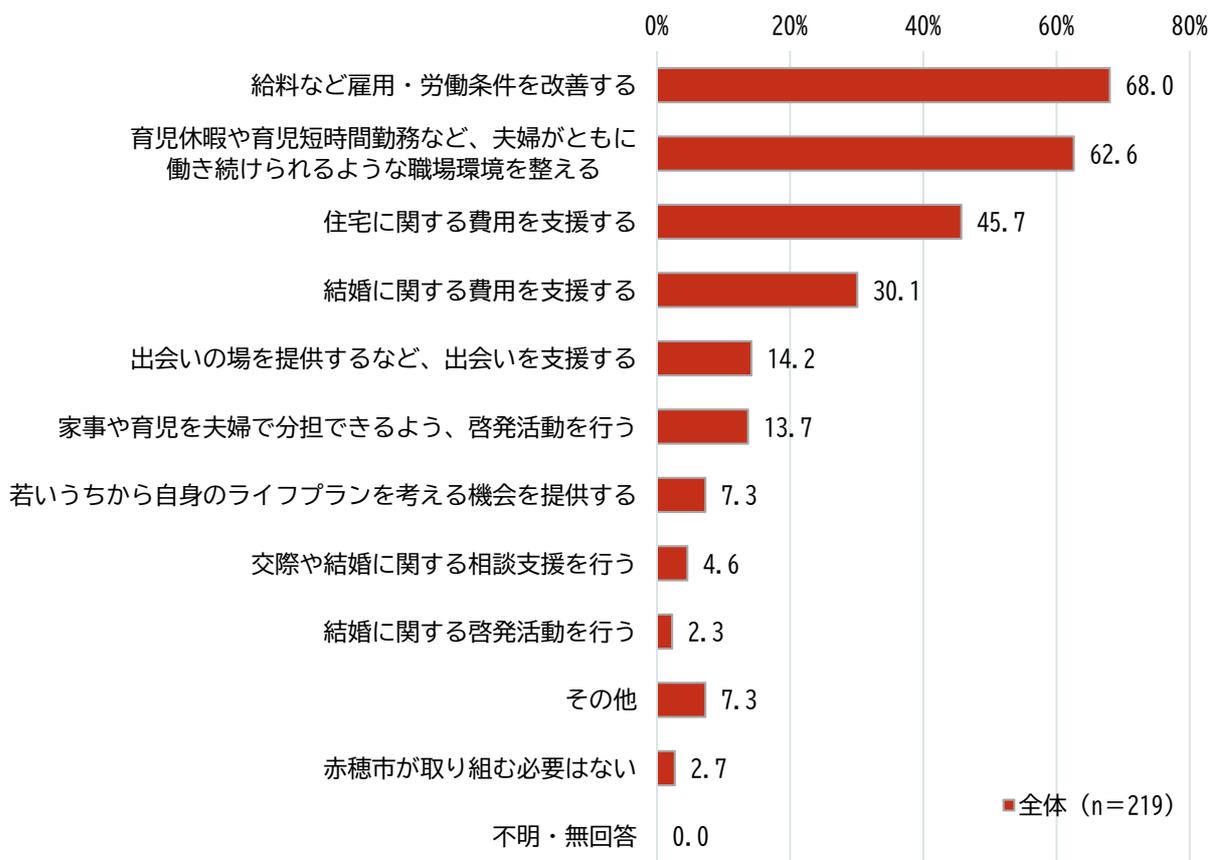
#### ④結婚希望について

今後、結婚したいと思っているかについては、「結婚したい」が42.6%で最も高く、次いで「どちらかといえば結婚したい」(21.7%)、「どちらかといえば結婚したくない」(15.7%)と続いています。



#### ⑤赤穂市が取り組むべきだと思う結婚に関わる環境整備について

結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、赤穂市(市役所)はどのような取組を行うべきだと思うかについては、「給料など雇用・労働条件を改善する」が68.0%で最も高く、次いで「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」(62.6%)、「住宅に関する費用を支援する」(45.7%)と続いています。

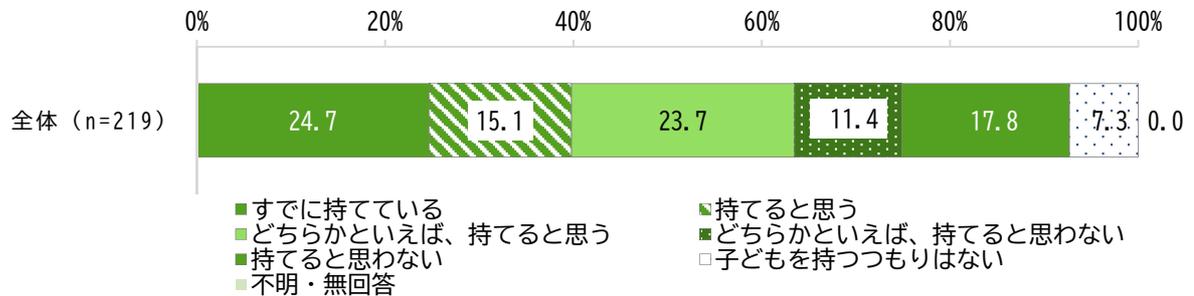


#### 【その他】

- ・人口(移住者)を増やす政策を行う。
- ・交通の利便性向上。
- ・子育てや医療に関する経済的支援
- ・障がい児を育てる親への配慮

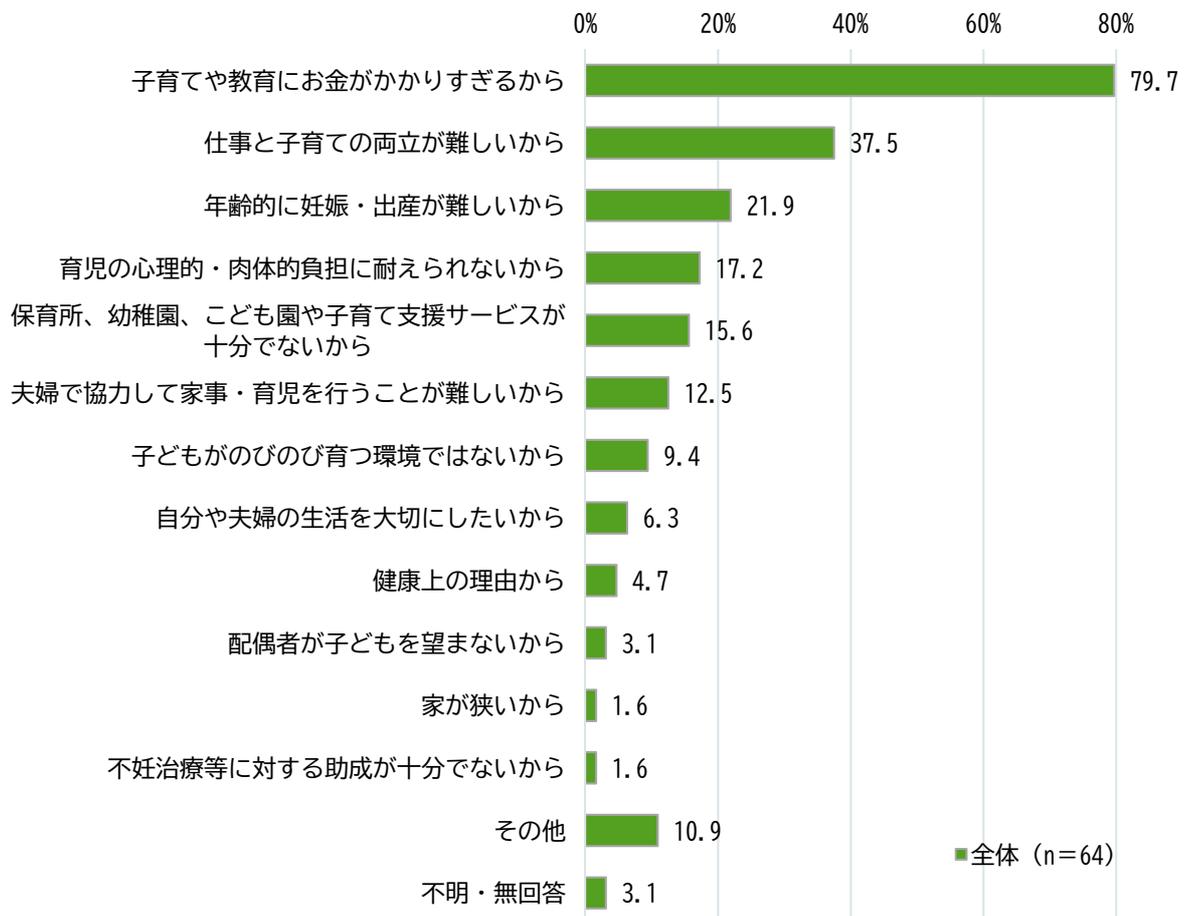
⑥理想とする数の子を持つてるかについて

今後、理想とする数のお子さんを持つてると思うかについては、「すでに持てている」が24.7%で最も高く、次いで「どちらかといえば、持つてと思う」(23.7%)、「持つてと思わない」(17.8%)と続いています。



⑦理想とする数の子を持つてると思わない理由について

理想とするお子さんの数を持つてそうにないと思う理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が79.7%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」(37.5%)、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」(21.9%)と続いています。



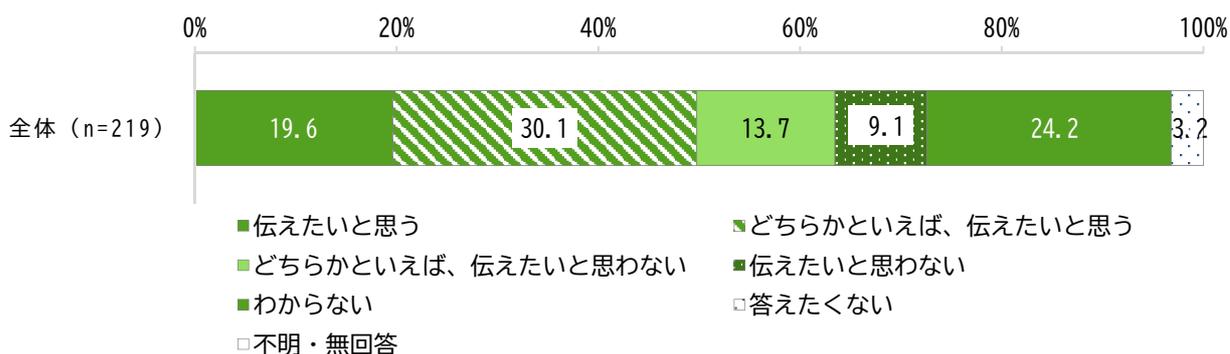
### ⑧意見表明の権利について

すべての子どもには「意見を表明する権利」があるということを知っているかについては、「知らない」が42.0%で最も高く、次いで「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」(29.2%)、「知っている」(28.8%)と続いています。



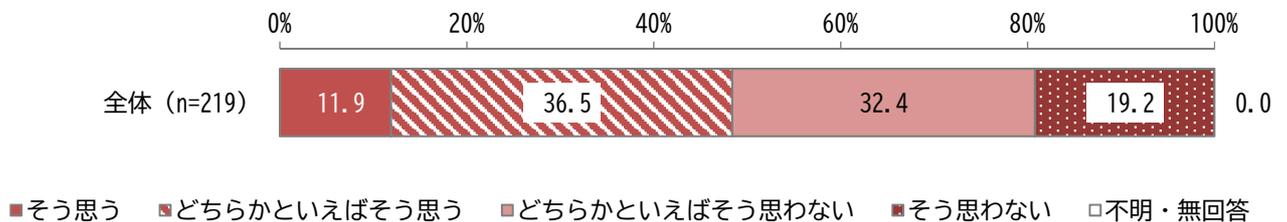
### ⑨赤穂市に自分の意見を伝えたいと思うかについて

赤穂市に自分の意見を伝えたいと思うかについては、「どちらかといえば、伝えたいと思う」が30.1%で最も高く、次いで「わからない」(24.2%)、「伝えたいと思う」(19.6%)と続いています。



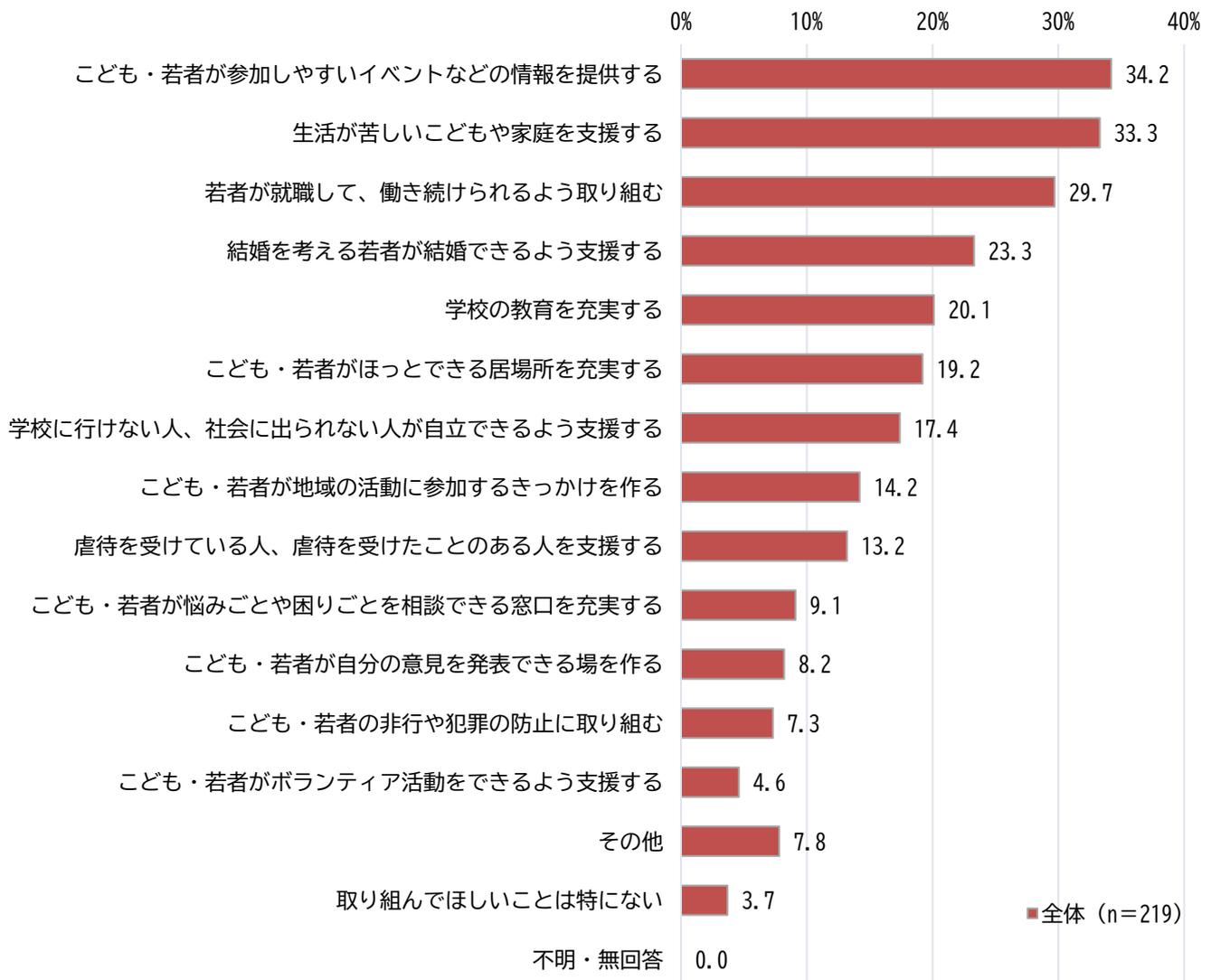
⑩本市が子どもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちかどうかについて

赤穂市が子どもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについては、『そう思う（そう思う+どちらかといえばそう思う）』が48.4%で、『そう思わない（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）』が51.6%となっています。



⑪取り組んでほしい子ども・若者への支援について

子ども・若者への支援について、赤穂市にどのようなことに取り組んでほしいかについては、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」が34.2%で最も高く、次いで「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」(33.3%)、「若者が就職して、働き続けられるよう取り組む」(29.7%)と続いています。



## (5) 子どもの生活実態に係る社会資源調査の概要

調査目的： 第3項の「子どもの生活実態調査」結果を補完するとともに、日常の業務のなかで感じている困窮家庭のこどもや保護者並びにヤングケアラーに対する課題等を把握するため、こどもと日々接する機会の多い学校園所や事業所等から率直な意見を聴取することを目的としています。

調査期間：令和6年 (2024年) 6月21日(金)～令和6年 (2024年) 7月12日(金)

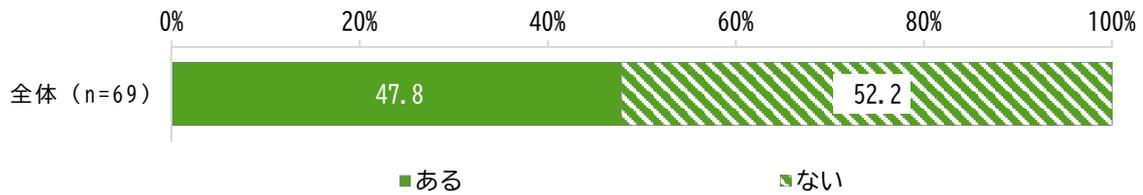
調査対象：赤穂市内のこどもと日々接する機会の多い学校園所や事業所等

調査方法：直接配布・回収  
郵送配布・回収

配布数	有効回収数	有効回収率
71件	69件	97.2%

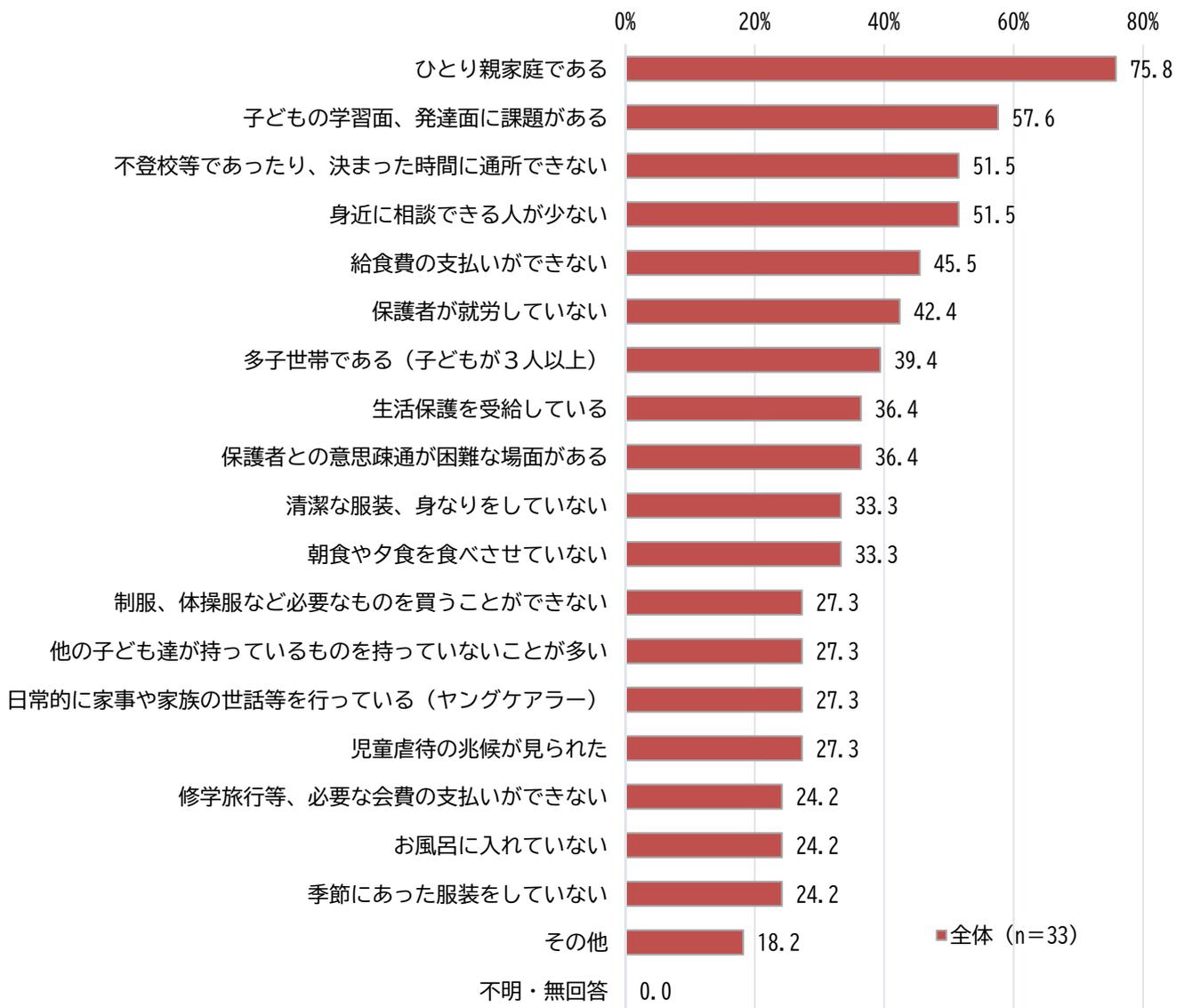
①経済的に困窮していると思われる家庭（困窮家庭）に接することの有無について

日々の業務の中で、困窮家庭のこどもや保護者に接することがあるかについては、「ある」が47.8%、「ない」が52.2%となっています。



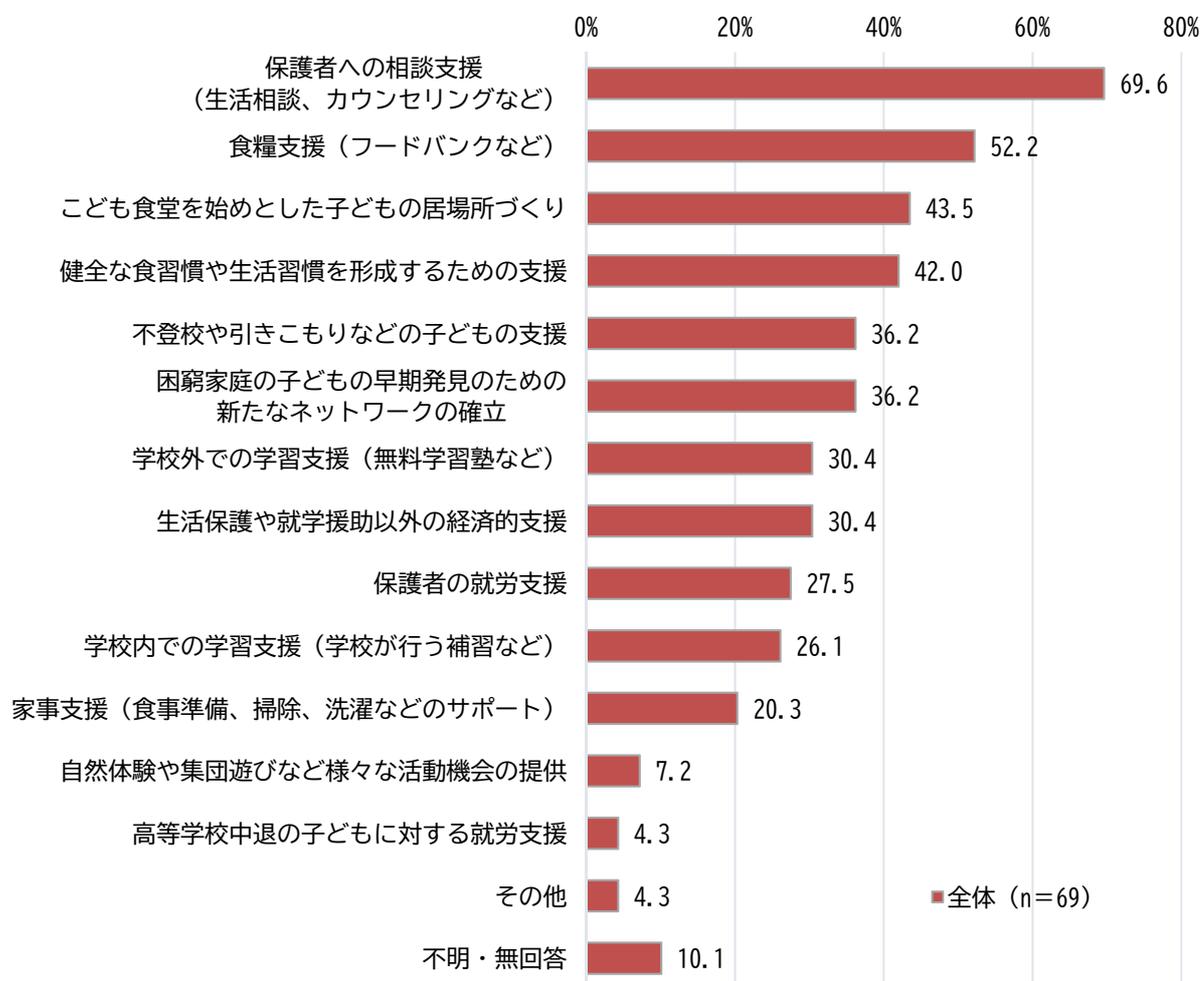
②困窮家庭の状況について

具体的な状況については、「ひとり親家庭である」が75.8%で最も高く、次いで「こどもの学習面、発達面に課題がある」(57.6%)、「不登校等であったり、決まった時間に通所できない」「身近に相談できる人が少ない」(51.5%)と続いています。



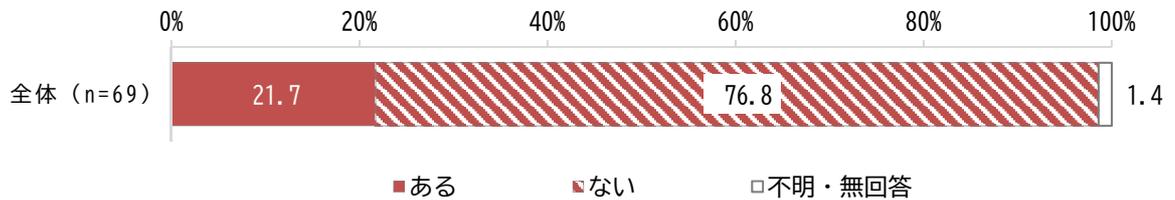
### ③困窮家庭への必要な支援について

困窮家庭の子どもや保護者に対し、どのような支援が必要だと思うかについては、「保護者への相談支援（生活相談、カウンセリングなど）」が69.6%で最も高く、次いで「食糧支援（フードバンクなど）」（52.2%）、「子ども食堂を始めとした子どもの居場所づくり」（43.5%）と続いています。



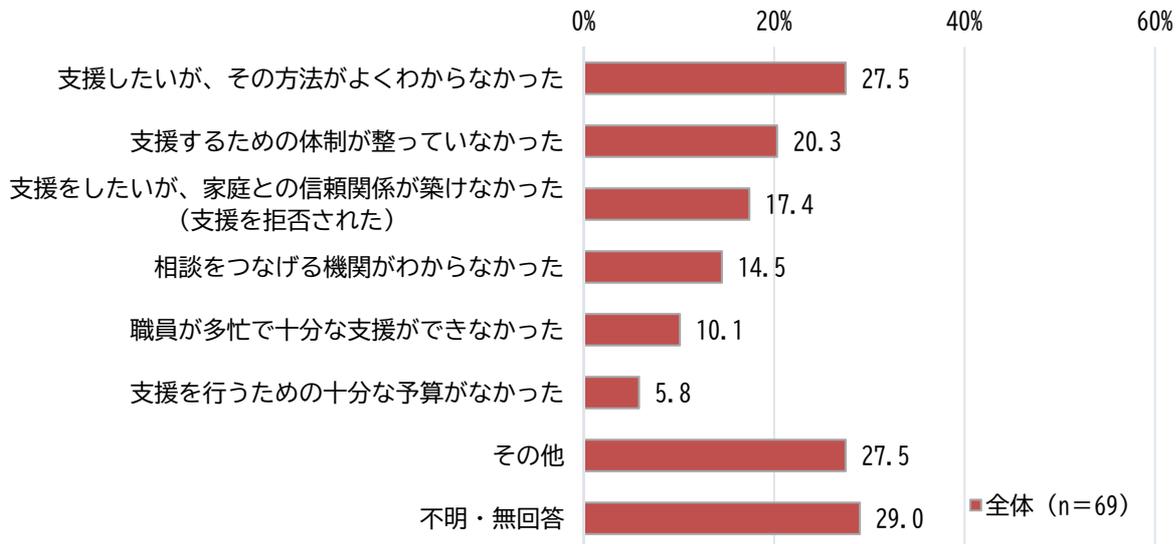
④ヤングケアラーに接する機会の有無

日常的に家事や家族の世話等を行っていると思われる子ども（ヤングケアラー）に接することがあるかについては、「ある」が21.7%、「ない」が76.8%となっています。



⑤ヤングケアラー支援の中で悩んだこと

支援を行う中で、特に悩んだり困ったことについては、「支援したいが、その方法がよくわからなかった」が27.5%で最も高く、次いで「支援するための体制が整っていなかった」(20.3%)、「支援をしたいが、家庭との信頼関係が築けなかった（支援を拒否された）」(17.4%)と続いています。



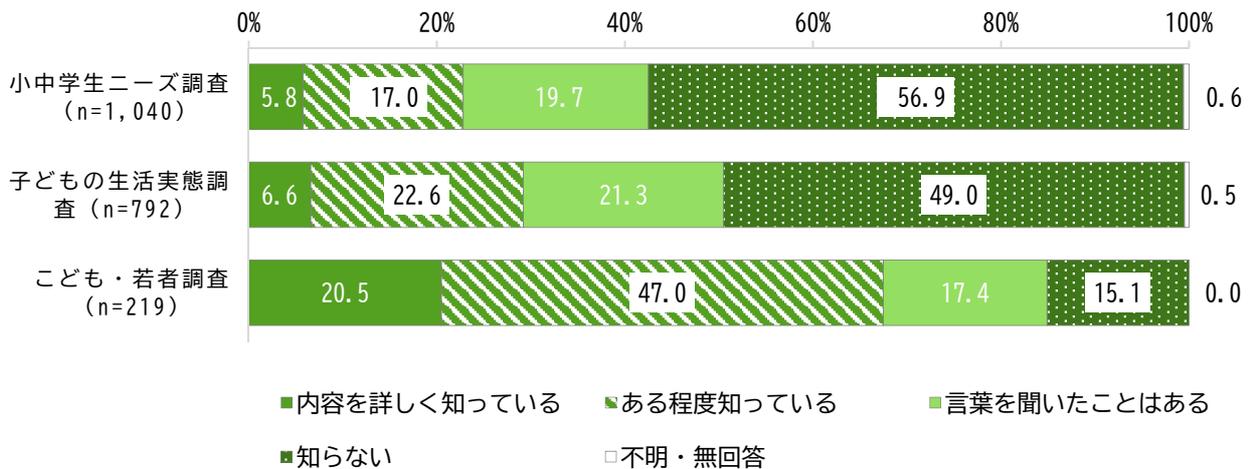
## (6) ヤングケアラーについて

### ①言葉の認知度について

「ヤングケアラー」という言葉を知っているかについては、小中学生ニーズ調査で「知らない」が56.9%で最も高く、次いで「言葉を聞いたことはある」(19.7%)、「ある程度知っている」(17.0%)と続いています。

こどもの生活実態調査では、「知らない」が49.0%で最も高く、次いで「ある程度知っている」(22.6%)、「言葉を聞いたことはある」(21.3%)と続いています。

こども・若者調査では、「ある程度知っている」が47.0%で最も高く、次いで「内容を詳しく知っている」(20.5%)、「言葉を聞いたことはある」(17.4%)と続いています。

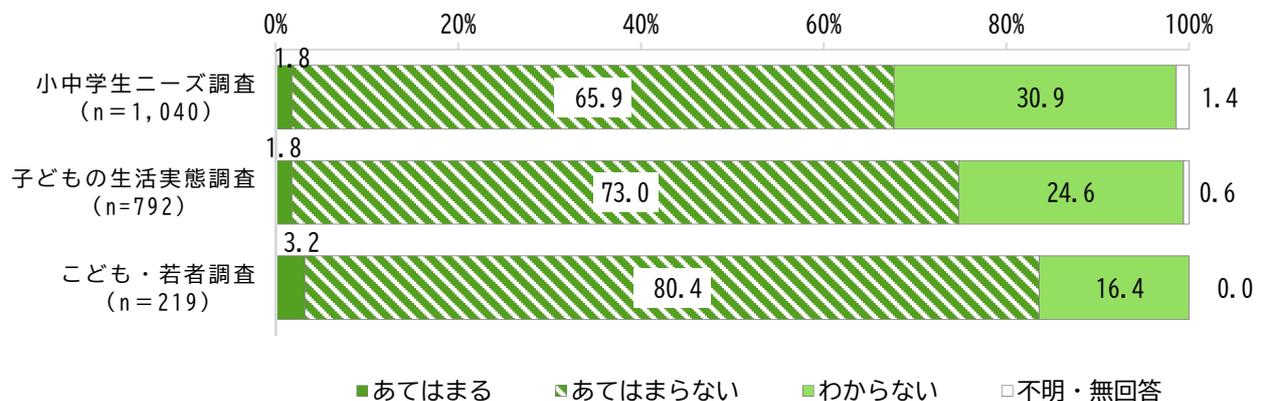


### ②ヤングケアラーにあてはまるかについて

自身は「ヤングケアラー」にあてはまるかについては、小中学生で「あてはまらない」が65.9%、「あてはまる」が1.8%となっています。

こどもの生活実態調査では、「あてはまらない」が73.0%、「あてはまる」が1.8%となっています。

こども・若者調査では、「あてはまらない」が80.4%、「あてはまる」が3.2%となっています。



### 3 こども計画に向けた本市の主な課題

こども計画策定のためのアンケート調査結果等に基づき、本市におけるこども・子育て施策に係る課題の整理をしました。

#### 〔課題一覧〕

1. ライフステージを通じた重要事項
  - └ (1) 少子化の進行
  - └ (2) こども・若者の意見表明と**施策**への意見反映
  - └ (3) こどもの困窮対策
  - └ (4) ひとり親家庭への支援
  - └ (5) 児童虐待防止対策
  - └ (6) ヤングケアラーへの対応
  - └ (7) 有害情報から子どもを守る
  
2. ライフステージ別の重要事項
  - └ (8) 妊娠期からの切れ目のない支援
  - └ (9) 子育て支援体制の充実
  - └ (10) 幼児教育・保育の質の向上
  - └ (11) **障がいのある就学児童の相談支援体制**
  - └ (12) 結婚・出産を望む若者への支援
  
3. 子育て当事者への支援に関する重要事項
  - └ (13) 相談支援体制の充実
  - └ (14) 子育てと仕事の両立支援

## 〔課題詳細〕

### 1. ライフステージを通じた重要事項

#### (1) 少子化の進行

本市の出生数は、減少傾向にあり、令和2年の合計特殊出生率は1.18と国・県よりも低く、また、若者の人口も減少傾向にあることから、今後も少子化傾向に歯止めがかからない状況です。

少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複数に絡み合っていることから、こども・子育て政策を抜本的に強化していく必要があります。

#### (2) こども・若者の意見表明と施策への意見反映

アンケートでは、全てのこどもには「意見を表明する権利」があることについて、知らないと答えた人が42.0%であり、こどもの権利条約の認知度が低い状況です。その一方で、本市に対して自分の意見を伝えたい（伝えたい+どちらかという伝えたい）と思う人は49.7%となっています。

こどもの権利条約の趣旨や内容について普及啓発に努めるとともに、教育や養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進が必要です。

また、国や地方公共団体は、こども基本法において、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられており、積極的に取り組む必要があります。

#### (3) こどもの困窮対策

アンケートでは、過去1年間の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったかについて、「よくあった」と「ときどきあった」の合計が、相対的貧困ではない世帯が10.3%に対し、相対的貧困世帯は35.0%と3倍以上となっています。

こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康、衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に向け取り組む必要があります。

(4) ひとり親家庭への支援

アンケートでは、子育て家庭における世帯の年間収入の分布状況は、相対的貧困に陥る可能性がある年収200万円未満の世帯類型をみたところ、ひとり親家庭が10.2%で、ふたり親家庭の1.1%のおよそ9倍となっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援や就労支援、養育費の確保などが適切に行われるよう取り組む必要があります。

(5) 児童虐待防止対策

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。しかしながら、本市の児童虐待件数は増加傾向となっています。

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関との情報共有や、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

引き続き、地域の関係機関や姫路こども家庭センター（児童相談所）等とのネットワークである要保護児童対策地域協議会を運営し、適切に児童虐待防止対策を行う必要があります。

(6) ヤングケアラーへの対応

アンケートでは、ヤングケアラーという言葉の認知度が低く、また、こども自身や家族に自覚がない場合も考えられ、顕在化しづらい状況となっております。

ヤングケアラーの啓発とともに、福祉、介護、医療、教育等の関係機関との情報共有や連携を図り、早期発見と必要な支援に繋げる取組が必要です。

(7) 有害情報からこどもを守る

アンケートでは、小学4年生、6年生、中学2年生の63.9%がスマートフォンを持っています。そのような環境のなか、インターネットの使用によるトラブル事案も発生しています。

社会の情報化が進展する中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きていることから、情報リテラシー教育や、こどもや保護者等に対する啓発を図るなど、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。

2. ライフステージ別の重要事項

(8) 妊娠期からの切れ目のない支援

全国的に、妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、児童虐待による死亡事例（心中以外）の約半数が0歳児であることを踏まえ、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援や産後ケアの必要性が高まっています。

## (9) 子育て支援体制の充実

アンケート調査では、子育てについて、約6割の方が楽しい（とても楽しい+楽しい）を選択した一方、3割弱の方が不安や負担を感じています。不安や負担を感じる理由は、「仕事と子育ての両立が難しい」、「子どもの教育やいじめなどが心配」、「育児やしつけの仕方が不安」、「子どもの健康や発達が不安」、「子育て（教育）にかかる経済的負担」などとなっています。

子育て当事者が、悩みを抱くことなく、安心して子育てができるような支援体制の充実が求められています。

## (10) 幼児教育・保育の質の向上

就学前児童の母親の就労状況について、前回調査ではフルタイム就労の割合が28.3%であったものが、今回調査では43.1%と約15ポイント増加しています。また、土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向も高まっています。

本市では、就学前の児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯が増加傾向にあることや、幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後も教育・保育ニーズの拡大が見込まれており、その提供体制を確保する必要があります。

さらに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく必要があります。

また、年々多様化複雑化する教育・保育ニーズに対応するとともに、安全・安心な幼児教育・保育を確保するため、引き続き、保育士・幼稚園教諭を対象とした研修等の実施により教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。

## (11) 障がいのある就学児童の相談支援体制

乳幼児期の発達支援については、通常、乳幼児健康診査、保健センター等の発達相談、幼稚園・保育所の利用等を通して気づくことが多く、相談先の一つとして保健センターを紹介することで、保護者が気になることを気軽に相談できる機会が広がり、保護者に寄り添った支援（継続相談・児童発達支援・医療機関）が可能となっています。

一方、就学児童については、保護者が気軽に相談できる場が学校に限定されるとともに、その他の相談場所として障がい専門の相談機関や医療機関となりますが、現在市内には存在しないため、保護者がこどもの困り感や気になることを相談することが極めて困難な状況となっています。

こども家庭センター及び学校園所等を通じ、配慮が必要なこどもの早期発見と関係機関との情報共有・連携を図るとともに、地域資源の確保に努めるなど必要な支援に繋げる方法を検討する必要があります。

## (12) 結婚・出産を望む若者への支援

ライフプランは個人の自由な意思決定に基づくものであり、若者自身の多様な価値観や考え方を尊重する必要があります。その上で若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、結婚や子育てに関する不安を取り除き、安心してその希望の実現を目指すことができる支援体制が必要です。

アンケートでは、未婚者の64.3%の方が、結婚を望んでいます（結婚したい+どちらかといえば結婚したい）。また、理想とするお子さんの数を持てると思うかについて、29.2%の方が持てると思わない（どちらかといえば、持てると思わない+持てると思わない）を選択しています。

赤穂市に望む結婚への環境整備及び理想とする数の子を持てると思わない理由として経済的な負担と雇用環境が上位を占めており、若い世代が将来に明るい希望を持てる社会づくりに取り組む必要があります。

## 3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

## (13) 相談支援体制の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

アンケートでは、子育てについての相談ができる先について、就学前保護者では90.3%、小学生保護者では84.0%の人が「ある」と回答があった一方で、就学前保護者では5.8%、小学生保護者では9.8%の人が「ない」との回答でした。

乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、具体的な支援を届けることができない中で、虐待が深刻化する例があることや、自ら支援を求めるとは限らない困難を抱える家庭を、できる限り早期に発見・把握し、支援につなげる必要があることから、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に適切な相談支援体制の強化が求められています。

## (14) 子育てと仕事の両立支援

アンケートでは、母親の就労状況については、前回調査と比べ、フルタイムでの就労が増加しています。また、育児休業については、前回調査と比べ、父親、母親とも取得した割合が大幅に増加していますが、国の目標とする育児休業取得率には到達していない状況です。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てや余暇を過ごし、それを職場が応援するといった地域社会全体で子育てをする気運を醸成する必要があります。